

師範修身 卷四

5a
110
大15

教科
51-
2000

40549

教科書文庫

4
110
51-1926
20000
65499

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

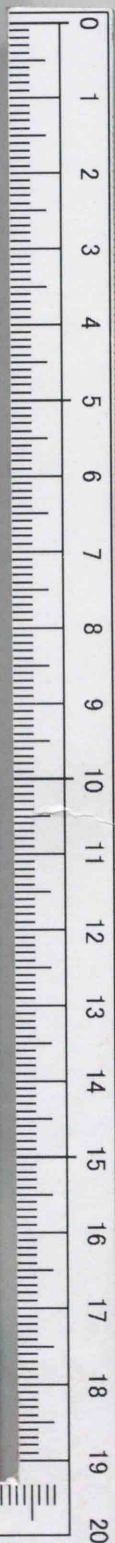
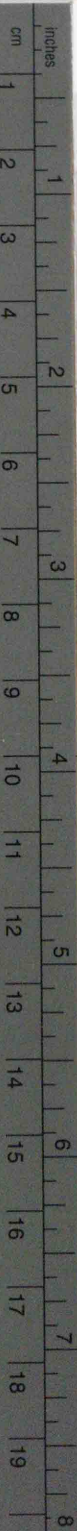


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
4
110
51-1926
2000065499

資料室

375a
T110
大15

日十二月二年五十五正大
濟定檢省部文

東京高等師範學校教授
兼東京帝國大學助教
文學士友枝高彦著

師範修身

東京
會社 富山房發兌



広島大学図書
2000065499

天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て
治らせさきく寶祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

御誓文

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
 ラシメン事ヲ要ス
 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地
 神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆
 亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツル
 コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
 テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
 ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
 相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
 メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣
 メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ
 義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
 ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
 風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟
シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖
シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日
進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國
運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下
心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡ト
ハ炳トシテ日星々如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ
國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠

良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ
威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體
セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣 侯爵桂 太郎

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ
祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ
不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我
カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖
宗ノ威徳ト茲ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ
以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民
ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ
意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國

ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシム
ルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサ
ルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル
所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民
ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメ
ムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶
持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履
踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及

臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラ
シム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フ
ル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ
行フコトヲ愆ラサルヘシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ
此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシム
ヘキコトヲ宣言ス
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時
ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ
見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ
議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議
決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコト
ヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任
スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從
順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣 伯爵黒田清隆
樞密院議長 伯爵伊藤博文
以下各大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖
皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レ
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ 朕即位以來夙夜兢兢トシテ常
ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ
輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸

ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスム
ハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大
ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ
是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナ
シ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜
ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ
矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ
守リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ
揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産
ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ

竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘ
シ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣 伯爵山本權兵衛
以下各大臣副署

東宮殿下御外遊の御感想

東宮殿下には大正十年三月三日東京御出發、歐洲諸國御歴訪の
途に上らせられ、同年九月三日御歸朝遊ばされた。同日原内閣
總理大臣參殿御祝詞を言上したところが、同大臣に對して左の
御詞を賜はつた。

予は曩に 皇上陛下の允許を蒙りて歐洲諸國を巡遊し幸に遠路恙
なく今日歸朝するを得たるは深く自ら喜悅すると共に予の外遊に
關し朝野の表示せる一憂一喜の至情は予の欣感忘れざる所なり
予の歐洲諸國を歴訪するや諸國の元首並に官民は均しく眞摯敦篤
なる誠意を披瀝して歡待至らざる所なく之に因て短日月間に多方
面の事物を視察するを得たるは予の幸福とする所なるが歴訪諸國
の歡待は蓋し予に對する厚意の表現に止らず實に我が國民に對す
る友情の發露なり予は此の機會を以て國民と共に深厚なる感謝の

意を表せざる可からず斯の游往復半歳に過ぎずして充分なる考究を爲すに暇あらざりしも予は此の間に於て知名の政治家並に軍人學者等に接見して其の談論を聴き學術文藝産業等發達の狀況を視察し遂に大戰の跡を尋ね慘澹たる光景歴歴猶存するを目撃して彌々世界平和の切要なるを感じ戦時聯合國民が國難の爲に發揚せる犠牲の精神偉大なるを追想し更に戦後孜孜として文明の興隆に努力せる氣象を看取し感興尤深く裨益を獲ること頗る多かりき予は大戦の教訓今猶鮮明なる時機に於て見學の目的を遂げたるを喜ぶ惟ふに我に國粹の精華ありて固有の特長に屬す然れども我國の宜く他邦に學ぶべきものも亦尠からず予冀くは國民と共に維新の宏謨に則りて今後益々奮勵し彼の長を取りて我の短を補ひ國運の隆昌を期し世界文化の發展に資して以て 皇上陛下の聖意に副はむことを

師範修身卷四

目次

第一課	社會の意義	一
第二課	社會の性質	五
第三課	社會の發達	九
第四課	社會の統一と繼續	三三
第五課	集團精神	三七
第六課	傳統と進歩	三三
第七課	輿論	三九
第八課	國家と國體	四四
第九課	皇位と皇室	五六

第十課	國憲國法	四
第十一課	我が國の自然	四
第十二課	我が國の歴史	五
第十三課	維新改革の精神	五
第十四課	國民性	六
第十五課	國民の權利及び義務	六
第十六課	官公吏	七
第十七課	遵法	七
第十八課	國家と産業	八
第十九課	國家の資源	八
第二十課	世界平和	九
第二十一課	國際的精神	九
第二十二課	國際聯盟	一〇

第二十三課	國家と外交	一〇
第二十四課	國際道德の實行	一一
第二十五課	海外發展	一七
第二十六課	新同胞	二二
第二十七課	愛國心	二六
第二十八課	我が國の使命	三一
第二十九課	國家と教育	三五
第三十課	教育者の任務	四一

附 錄

(一)	大日本帝國憲法	一
(二)	皇室典範	三
(三)	國際聯盟規約	五
(四)	小學校教員心得	八

社會の定義
アリストートル
ギリシアの哲
學者。
神武紀元二七
七年—三三九
年。
Aristotle
(384—322 B.C.)

師範修身卷四

友枝高彦著

第一課 社會の意義

我等は生れて、父母兄弟と一緒に居り、隣近所のものゝ寄合つて生活して居る。それは今日の我等ばかりでなく、人類は初から周圍の人々と、色々な關係の下に集合して生きて居るのである。かやうな人類の集合を社會といふ。人類は一日でも社會から離れることの出来ないものである。アリストートルが「人は社會的動物である」といつたのは、よくこの眞理をいひ盡したものである。但し社會は人類の集合ではあるが、如何に數は多くても、汽車の

乗客や街上の人々を社會とはいはない。然るにたとひ二三人でも信仰を同じくするものが、道を語る爲に集合する場合、或は夫婦が相助けて家を成す時には、それ〴〵社會をなして居るのである。この社會の中には、共通の感情または共通の目的がある。そこで社會とはたゞ多數人類の集合といふよりも、互に精神的に影響する二人以上の人類の集合であるといふ方が正しいのである。家も社會の一種であり、教會、學校、社會學など、それ〴〵社會である。更に地方團體から國家の大に至るまで、皆社會の一種である。社會を別けて自然的と人爲的との二つにする。自然的社會とは、自然にもつて居る性質の發するまゝに形づくられたものである。例へば、家族の如き、または氏族の如きがそれである。血統を同じうした人々や夫婦の關係にあるものが自然に相寄つて昔の氏族は出來たのである。また夫婦の關係を中心として祖孫相繼

自然的社會

人爲的社會

ぐ家族も自然に出來たもので皆血縁に依るのである。即ちその社會を結びつけるものは自然の人情である。更に或目的の爲に企圖されて集合團結した社會がある。即ち集らうとする意志が基礎となつて人々を結びつけて居るのである。例へば、それは人爲的社會と呼ばれるものである。例へば、學校は教育といふ目的の爲に集つて居る教師と生徒との團體であり、會社は營利の目的で集つて居る人々の團體であり、病院も、労働者の組合もそれ〴〵の目的をもつた人々の團體である。國家もまた同様に人爲的社會の一種であるが、自然の血縁を基礎とする民族は自然的社會であるから、國家は自然的と人爲的との意味を、併せもつて居るものといはねばならぬ。かやうに社會は自然的と人爲的とに別けられるのであるが、何れも人の本性に基く當然の要求から出來たものである。たゞそ

の違ふところは、前者が自然に出来て来て居るのに對して、後者は殊更に人の意志によつて作られたといふ點である。随つて後者は文化が一定の段階に進まなければ現れないのである。さきには人類には、本來相寄つて生活しようとする性質があることを學んだが、それは人の社會的本能である。我等は父母をこひしいと思ひ、朋友に會ひたいと願ふ、もしこの世界に語るべき友もなく、頼るべき血族のものもなかつたならば、如何に寂しさを覺えるであらう。人類にとつて孤獨は大きな苦痛である。我等が、時に鳥を仲間とし、花を友として慰安を求めようとするのも、抑へることの出来ない社會的本能の現れである。

社會を離れて個人を考へようとするならば、それは空想である。本能からいつても人類は社會的であり、個人の生存の目的を達する爲にも、社會を最も必要な要件とするのである。

第二課 社會の性質

有機體の性質

社會はこれをも一つの有機體に譬へることが出来る。元來有機體といふのは、さまざまの働をして居る部分から成立つて居る生きた組織體であつて、その構造は機關といふ諸部分をもつて居り、その諸部分はまた更に小さくそれ々の働をして居る細胞から出来て居る。かやうに有機體の部分即ち機關は、それ々の働を營んで居るのであるが、その機關の複雑の程度、及びそれ等諸機關が互に密接に關係して居る状態によつて、有機體を高等と下等とに分つ。例へば、アミーバのやうなのは單細胞動物で、特殊な部分機關をもたず、全體の構造も單純であるから、最も低い有機體といはねばならぬ。それから進んで魚類、獸類になつて、次第にその有機體の機關が複雑になり、同時に諸機關相互の關係も密接して來

社會と有機體

る。かやうな有機體は高等なものといはれるのである。そして人類の體はその最も高等なものである。

今社會の構造を考へて見ると、多くの人々が相寄つてそれらの小團體をつくり、更に集つて大きな社會を成す有様を、生物の體に比較して見れば、多くの小さな細胞から出來て居る色々な機關が、更に相寄つて一全體としての生物を構成して居るのと類似して居るのである。例へば、社會の構造と人體の構造とを比較して見れば、その間に多くの類似のあることは明らかである。併し必ずしもすべての點に於て全く同じではない。人體の細胞は一定の部分に止つて動くことがない、然るに社會の機關をなす各部分の人々は固着せず、場合によつて互に働を取りかへることがある。例へば、軍人が商人になり、農夫が職工になつて働くことが出来るやうなものである。

高等
人類
口家
自然

社會は類似を意味する

社會の内には、自らその社會の精神や感情または意志が現れて来る。それ等の精神や感情意志の明瞭の程度、發表の仕方などは、個人の場合と異なるところがある、また有機體には、遺傳とか淘汰とかいふことがあるが、さういふことも全く同じやうに、社會に於て起つて居るのではない。かやうに社會と有機體との間には相異の點もあるが、なほ類似の點も少くないので、社會を有機體的であるといふことが出来る。

更に社會の性質に就いて考へて見れば、第一に、社會は類似を意味する。同じやうな體、同じやうな心をもつものが、同類として社會を組織するのである。もしさうでなければ、互に寄合ふことが出來ぬ、同じ目的の爲に協同することも出來ぬ。併し類似といふ中にも、或差別のあることを許さねばならぬ。例へば、男女の差別は固よりであるが、年齢、職業などの差異は、却つて社會組織に變化

社會は共存を意味する

あらしめ、その成長進歩を助ける上に必要なことである。
第二に、社會は共存を意味する。各の人はたゞ一人では不完全であるから、他人の助をかりて生活し、自分の目的を達しようとするのである。もし人類間に共存といふことがなかつたならば、社會は成立たないのである。社會の人々がそれ／＼業を分ち、その得意とするところをするので、社會全體の進歩を見ることが出来る。分業は社會の各部分が互に相倚り相助けて始めて完全になるのである。

社會は協力を意味する

第三に、社會は協力を意味する。協力することは力の經濟であり、力の増大である。無益な競争や反抗は勢力の浪費であつて、社會の進歩に害がある。社會に於ては、各員が互に力を協せ助け合つて、始めて各自の目的を達することが出来る。小は個人の團體から大は國際關係に至るまで、同心協力することは、文化の發達と

人類の進化

人類の幸福との爲に最も必要であり、またそれは人類自然の要求である。すべて社會に關係する問題を考へるに當つては、先づこれ等の意味を十分に明らかにしておかねばならぬ。

第三課 社會の發達

人類の生命が肉體的にも精神的にも次第に成長し發達するやうに、社會もまた成長し發達する。今、人類社會をその昔に溯つて考へて見ると、今日の我等が驚くやうな幼稚な時代があつた。これは、古代の遺物や古跡に徴しても明らかで事實であつて、古生物學人類學を始め社會科學は、この人類が幼稚な時代から色々な段階を経て、今日の社會に達したことを證明して居るのである。宇宙も生物も皆同じやうに、色々な外部の事情につれて次第に移り變つて居るのである。かやうに外部の事情に應じて、新しい状態

宇宙の進化

が開けて行くことを進化といふのである。
 天文學に於ては、宇宙開闢の状態を説いて、天體はその初に星霧であつたといつて居る。一定した形のなかつた星霧が、或は凝集し或は離散して、次第に色々な天體をなすに至つたといふことは、即ち宇宙の進化である。

生物の進化

また生物も初に於ては、單純な幼稚な生命であつたものが、外部の環境と關聯して次第にその構造機關に變化を起し、今日見るやうな種々な生物に進化して來たのである。

人類社會の進化

人類は、生物として生物進化の理法に隨つて居ると共に、人類のつくつて居る社會は、内外の事情に應じて次第に變化成長し、常に新しい状態を展開して居る、それが社會の進化である。

かやうに宇宙にも生物にも進化があり、更に人類社會も進化して居るのである。併しその進化の方法道行は、必ずしも同じでは

なく、それ〴〵特殊な方向があるのである。人類社會の進化は、色々な點に於て宇宙や生物の進化の方法と違つて居るのであるが、特に注意すべきは、人類社會には目的の觀念があることである。人類の幼稚な時代に於ては、その社會組織もまた極めて單純であつて、特に高い知性の働を多く用ひることはなかつたであらうが、知性が發達するにつれて色々な企圖をなし、目的をたて、その生活を豊富にするやうになつた。我等は社會の意義を考へる時に、自然的社會と人爲的社會とを區別して、後者には特に明瞭な目的のあることをいつたのであるが、自然の血縁によつて出來た自然的社會にも、次第に生存の目的が現れて來るのである。

他の動物が自然の氣候から自分を保護し、敵に對して防禦するやうな働は、固より生命存續の爲であるが、人類のやうにその目的を最も明瞭に知つてするのではない。人類は、他の生物が全く知

らない進化の道行を、或程度に於て知つてそれに従つて居ると共に、更に或目的をたて、自分をつくりかへ、環境をも取りかへて進まうと努めて居る。前に述べた人爲的社會は、人類が明瞭な目的を掲げて組織するのであつて、そこに人類社會に特有な制度が出来るのである。

制度

この社會の内に現れて來た制度に、政府^治・法律・道德教育などがあるが、これ等は人類社會にばかり見ることが出来るもので、結局この社會を成立たしめ發達せしめて、人類の要求を満足せしめる爲である。かやうにして社會は發達するのであるが、その發達の途に於て、目的や制度といふことが大切であるとしたならば、我等は常にその目的を自覺し、制度を理解し、社會をして益、人類の生存に適するやうに發達せしめなければならぬ。

第四課 社會の統一と繼續

社會の統一と繼續との必要

社會は人類の類似共存協力を基礎として出來て居る。そしてその基礎の固い社會ほど統一があり進歩したものといふことが出来る。だから社會を組織して居る各員は相依り相助け、一つの有機體のやうに行動しなければならぬ。また社會には變化を要する。即ち社會は不斷に進歩して、新しい状態が次第に開けて行かなければならぬ。變化がなければ社會は進歩しない。併しその變化が餘りにはげしくて、いつも動いてばかりゐたら、社會は成立たぬこととなる。そこで社會は或程度に於ては、動かずに繼續することがなければならぬ。

この社會の統一と繼續とは、人類の幸福と文化の發達とにとつて大切な條件である。それならばその統一と繼續とは、如何にし

物理的環境

て出来るかといへば、色々な要素があつてそれをなしとげしめることを知るのである。

第一に、物理的環境である。氣候、土地、食物、地理上の形勢などが人類の集合に便利な所には、自ら社會組織が最も容易に出來、且長く繼續する。ギリシア文明、エジプト文明の興つて來た跡を見ても、如何にこの物理的環境の力が與つて力あるかゞわかる。更に近く我が國に就いて考へても、島國としての位置、その氣候、土地などが日本民族の結合統一を助け、外部の攻撃から遠ざからしめ、永く社會組織を繼續せしめたものといはねばならぬ。

第二に、人種的類似である。異なつた人種の間よりも、同じまたは近い人種の間には、社會の統一と繼續とが保たれやすいのである。

第三に、本能である。本能の中にも社会的本能、兩親的本能、模倣

人種的類似

本能

習慣

的本能などがあつて、人類の集團を鞏固にし、統一せしめ、協同せしめ、同時に繼續せしめるのである。

第四に、習慣である。習慣が社會の統一を保たせるのは最も著しい事である。習慣は新しい分子を古いものに適合せしめる働をするものであつて、それは個人に於ても、社會に於ても同じである。習慣となつたことは、惰性となつて永く繼續しようとする。

色々な習慣が集つて傳統となり、歴史をつくるのであつて、社會組織に必要な要素である。

第五に、言語である。民族を言語によつて別けるのを見ても、いかに言語が重要であるかゞわかる。

第六に、感情である。例へば、同情、愛郷、愛國などの感情は、社會の統一と繼續とに大切な要素である。

第七に、觀念である。觀念は知性の働から生ずるものである。

言語

感情

觀念

観念作用は人類の特色であつて、人類はそれによつて行動し、互に信頼し協同することが出来るのである。信念理想といふもまた観念の一種であつて、社會的生活の目標となり、その社會の人々を統一し、永く同じやうな生活を續けしめようとする。例へば、日本魂といふ観念は、日本國の統一と繼續とをなさしめるに有力であるやうなものである。

社會の制度

第八に、社會の制度である。政治法律宗教道德教育などの諸制度は、皆その社會を組織する人々を結合し統一し、協同せしめ、適應存續せしめて行くものである。

かやうに色々な要素が社會の統一と繼續とを保たせるのであるから、我等は常にこれ等の要素をそれらに適當に働かしめることが肝要である。即ち社會生活を發達せしめ、社會をして一層高い程度の統一と繼續とを得しめ、その社會の生活を安定にし向上

せしめるやうに努めなければならぬ。

更にまた注意すべきは、社會の統一と繼續とを餘りに強く考へて、統一の中に差別があり、繼續の間に變化が必要であることを忘れてはならぬ。社會が固定してしまへば、進歩しなくて腐敗退歩しがちである。統一の中に差別があれば、互に競争し相補ふことが出来る。宇宙の事物を見れば、無量の差別の中に自ら整然とした統一があり、長い歴史の流を眺めると、無限な變化の間に自ら一貫した繼續のあることが發見せられるのである。社會の發達と人類の幸福との爲には、常にこの二つの方面を併せて注意しなければならぬ。

第五課 集團精神

各個人がそれら個性をもつて居るやうに、人類の組織して居

集團精神
集團個性

集團と個人

る社會的集團も、或程度までは一つの個人のやうに行動し、一種の個性または人格に近いものをつくり、そして集團精神と稱すべきものを産み出す。初は極めて薄弱な集團のやうであつても、常に一全體として活動するに随つて強くなり、その目的も明らかになり、更に習慣の力が加つて、遂に動かすことの出来ないやうなはつきりした個性を生ぜしめるのである。

この集團精神集團個性は、集團を構成する個人の精神の組織協同から出來たものであつて、それが實際上の動作となつて現れるときに、集團意志となるのである。例へば、學校でも、國家でも、それぞれの特色があつて、その特色は他の學校と競争し、他の國家と對抗する場合などに於て一層強く現れて來る。そしてその集團を組織して居る個人精神の活動が合して、全體の意志を生ずるのであるが、それが固くなれば固くなるほど、集團としての力は強くな

る。もし集團全體が健全に發達しよく統一せられて行くならば各個人の意志も、全體の意志に随つて健全となり強くなるのである。これに反して、集團全體が不健全な場合には、各個人の力も弱くなり、不健全なものとなるであらう。それで、なるだけ個人の力を強くし立派な人格を養成することは、個人の爲にも、集團の爲にも必要なことである。即ち集團と個人と相俟つて發達することを要するのである。

我等が組織して居る色々な集團が、それ々の特色を發揮して、その集團の發達とそれを組織して居るもの、幸福との爲に圖るのはよいことであるが、それが他の集團と好んで衝突したゞ自分の集團ばかりの利益を主張するやうになることは、廣く社會協同の目的に背くばかりでなく、終にはその集團自らの爲にもよくないこととなるであらう。愛校心はよろしい、仲よい競争をするの

集團利己主義に注意せよ

油の荒れを格別
 著座の注意を要す
 女子部一層多やうに
 とり活動せよ

は進歩の階段である、併し不合理なことで勝たうとするのは悪いことである。愛國心は國民として大切な徳である、併しその爲に國家と國家との間には、道德がないかのやうにふるまふのは悪いことである。社會の諸階級の間の軋轢から、國際間の衝突に至るまで、多くは集團の利己主義の結果である。もし社會の平和を望み同胞の幸福を希ふならば、先づその利己主義を捨てなければならぬ。

群衆心理の特質

集團の一種の作用として、いはゆる群衆心理といふことがある。これは組織が不十分である場合か、成員の無責任な場合に起るものであつて、集團を構成して居る個人々々の性質とは全く違つた新しい性質が現れて来る。この場合には、すべての個人の感情思想は全く同一の方向に趨り、そして各自の個性は消え失せて、新しく群衆全體の心の働が起つて来る。かやうに群衆に特殊な性質

が発生するのは、個人が多數を恃む心からであつて、個人の場合には抑へることの出来る本能にも屈從して、無責任なことをすることがある。

また被誘性があつて、各個人は恰も催眠術にでもかゝつたやうに辨別力を失つて、一度群衆に同ずれば、最早自分の行爲を自覺せぬやうになるのである。これが群衆心理の特徴である。

群衆心理に就いての注意

この群衆心理の働はとかく悪い場合が多いのであるが、集團精神も一種の群衆心理の働をもつて居る。健全な正しい集團精神を發達せしめるのはよいが、悪い群衆心理に支配されぬやうに注意しなければならぬ。その爲には、個人としての理性や感情を洗練し、鞏固な人格を養成して附和雷同せぬやうにし、また組織を堅實にするやうにしなければならぬ。個人の鞏固な意志、人格は、鞏固な集團を作る爲に最も必要である。社會の健全な發達は正し

一、断的

い集團精神と正しい人格とがならび立つことによつて得られるのである。

第六課 傳統と進歩

文化と傳統

○我等は人類の幸福、文化の發達の爲には社會に統一と繼續とがなければならぬことを學んだ。何となれば統一がなければ社會の各部分は互に離散して協力することが出来なくなり、繼續がなかつたならば生活の安定は失はれるであらう。社會といへば我等は統一と繼續とを考へるのである。この統一と繼續とは人類生活のあらゆる方面に見られるのであつて、政治、經濟、宗教、教育などの制度はいふまでもなく國民の思想感情などに至るまで、自らその同類の事實の上に統一が行はれ、繼續のあることを知るのである。すでに統一といへば生活の横の關係をいひ、繼續と稱すれば

文化
科學
藝術
宗教

傳統の力

ばその縦の關係を考へるのである。これあるによつて始めて民族精神も生じ、文化の發現をも見ることが出来るのである。今日我等の生活に情性を與へその上に重大な影響を及ぼして居るものは、この民族精神であり文化である。これ等は皆過去の生活状態を示すものであつて、それ等を總稱して傳統といふのである。現在の我等の生活は過去の傳統によつて影響せられることが頗る多い、併しそれは現今の時代ばかりでなく、すべての時代は皆それより過去の思想、文化によつて支配せられるのである。

近世發生學の進歩と共に、過去の生存状態が生物の上に深い影響を及ぼすことが明瞭に證明せられるやうになつてから、生物に關する研究は全く面目を改めたのである。然るにこのことは獨り生物界ばかりでなく、人類社會でも同じであつて、過去の習慣や制度が現在の生活状態を規定することは疑を容れないところで

438

105

ある。今日我等が人の自然の性質のやうに思つて居ることも、實は長い間に變化して來た結果であるものがあるのである。例へば今日では椅子に腰かけるのを以て非禮としないばかりでなく、むしろ自然であると考へるものも多いのであるが、今までの我が國民の考では、膝をまげて坐ることは大切な禮であり、また我等の身體は自然に座るやうにつくられて居るといふのであつた。

かやうに觀て來れば、人類の生活は殆ど過去の經歷によつて構成せられて居るといつてもよいのであつて、人類を導くものは過去の傳統である。然るに十八世紀の歐洲に於ては、種々の過激な改革運動が起つて社會の秩序組織を根本的に改めようとしたのであるが、それは現實の社會をその過去の歴史から絶縁して純然たる理性の光を便りに新方針を立てようとしたのであつて、これが容易に成功しなかつたのは當然であるといはねばならぬ。傳

文化の進歩と
傳統の改革

統なくして國民の精神も文化も發生することは出來ないのである。ギリシアは西曆紀元二世紀に政治上滅亡したにかゝはらず、近世に至つて歐洲文化を興したのはギリシアの傳統であつた。今日我が國の産業文化は未だ他の強國に及ばない點があるが、國體なり文藝に至つては世界に誇るべき傳統をもつて居るのである。こゝに保守主義の存する根據がある。

それでは我等はたゞ過去の傳統を一點一畫の改めるところもなく守れば我等の生活の安定幸福は永久であるかといへば、決してさうではないのである。これを國家社會の過去の歴史に就いて見るに、事實上種々變遷のあつたことを知るであらう。僅に十年を距ても違つた言語風俗がある、まして百年千年と經るうちには思想の上にも社會の組織制度の上にも重大な變化が起つて居るのである。それは人が變化を喜ぶ本能をもつて居るのによ

啓蒙思想

啓蒙思想

啓蒙思想

ることもあるが、根本に於て個人にしても國民にしても生きなければならぬ、存續して行かねばならぬといふ強い要求があるからである。この目的の爲にはあらゆる價値を發見し創造しようとするのであつて、その新たな價値の發見も創造もたゞ變化のない傳統の内に出來るものではない。新たな生命には新たな要求が湧いて來ると共に、周囲の社會の組織や制度も自らそのまゝではこの新たな要求に應ずることが出來なくなり、或程度の變化をして始めてその作用を全うすることが出來るのである。即ち傳統なくして文化は發生することが出來ず、社會の安定は得られないのであるが、他方にはその傳統を變改しなかつたならば新たな生命の要求を満足せしめることは不可能であつて、社會の進歩を望むことは出來ないのである。

かやうに人類は一方には傳統を必要とし、他方にはその改革進

絶えず進みつゝある
人のみんを教ふる
権柄あり

傳統主義と革命主義との調和

歩をも考へなければならぬ。傳統に偏すれば停頓した保守主義となり、改革のみに傾けば急激な革命主義ともなるであらう。極端な傳統主義の後には屢、急激な革命運動が起つて居ることは、ロシアや支那の歴史を見れば明らかに知り得るところである。然るに一の民族が思想や習慣を固守して抜くことの出來ない根柢をもつて居る場合には、激烈な革命によつて或制度を變更したとしても、その基礎たる思想習慣の方向を轉ずることが出來なかつたならば、恰も陶器を粉碎してこれを原形に復しようとしても不可能であるばかりでなく、その破片は地上に散布して混亂危険を來すに過ぎないやうな状態となるであらう。これ最も恐るべきことである。

それでは民族なり社會なりの理想とするところは、何であるかといへば、過去の傳統を大體に於て維持し、從來の制度などを保存

して冥々暗々裡に新たな要求に應じて少しづつ、これを變化し改良することである。英國人が英國には改革あれども革命なしといつて居るのは、英國人の先覺者指導者が一方に傳統を保存しながら、しかも常に新たな時勢の要求に鑑みて改善改革を實行しつゝ、あるのによるであらう。

かやうに人類の安寧幸福の爲には傳統が必要であり、また社會の進歩の爲には傳統を變改しなければならぬとしたならば、如何なる傳統を維持すべきであるか、また如何なる傳統を變改しなければならぬか、これ甚だ困難なる問題である。我等はその精密なる計畫を得ることは出来ないが、尙社會の過去の傳統を顧み、事情の新たな變化に應じて、將來如何なる理想に向つて進まなければならぬかといふことを考へて來たならば、自らその道が見出されるであらう。このことは國家民族の生活に於ては固よりであるが、

如何なる社會に就いてもまた同じであらう。何となればたゞ保守のみが標準ではなく、人類の安寧幸福が理想であり、たゞ變改のみが目的ではなく、社會文化の發達を希はねばならぬからである。

第七課 輿論

個人に及ぼす
社會の力

我等の思想や行爲が意識的或は無意識的に受ける影響は甚だ多い。父母・師長の訓言、朋友・先輩の意見、國家の法律、學者の所説などは最も明瞭に意識されて、我等を動かす力である。地方の風俗や時代の習慣、更に學生にとつては校風といふやうなものは、甚だ漠然たる中、かなり力強く我等に影響して居るものである。文化の進歩と共に、個人と社會との關係が段々密接となるに隨ひ、個人の意見も社會に影響を及ぼすと同時に、我等の一舉一動は多かれ少かれ社會の勢力に動かされる。

個人には體があつて精神があり、それから思想や動作を發する。社會は形に現れた體をもたない、多數の人の集合團體が社會の體である。併しその社會を組織して居る人々の心の中に、大體時を同じうして現れ、その思想や動作に影響し、これを支配する力がある、それが社會の精神である。それから色々な意見や判断が出来る、それが輿論である。輿論は社會一般の感じを現して居るが、必ずしも完全なものではない。そこで輿論の力を認めると共に、その健全な發達を圖ることが大切である。

輿論は社會の精神から發したものであるが、實際に於ては、社會を組織して居る個人の心を通じて現れるのであるから、輿論を作るには、まづ各個人の意見がなるべく多く發表される必要がある。互に自由に議論し批評し合つて、是非や優劣を比較したならば、その間に多數の考の行きかたがわかるであらう。併し我

等は自由に意見を發表する前に、先づ正しく考へる、何事に就いても冷靜に、眞剣に且周到に考へて、それから徐に判断するやうに努めなければならぬ。自ら守るところがなく、自ら考へることをせず、たゞ雷同附和するのは健全な輿論を作る所以でない。

一家には一家の風があり、一郷には一郷の俗があるやうに、學校には校風があり、國家には國民性がある。この校風や國民性は輿論の本であると共に、輿論によつて維持せられ或は變化せられるのである。随つて學校の歴史と共に作りあげられた校風が健全であれば、新しく入學したものは、自らその風に化せられ、學校全體に健全な輿論が出來て、學校生活のすべてに互つて制裁となり標準となる。國家や社會全體に於ても同じであつて、健全な輿論は國家、社會の生命であるといはねばならぬ。

人類社會の進歩は、輿論の力の發達を示して居る。近世の政治

婦人ノ政治的権利ヲ
スルハ兩性ノ差別ヲ
無視スルモノナリ

ゴーセン (ワヤト)

一 神聖の立場

二 肉體上ノ権利

三 社會上ノ地位

輿論と全社會の問題

歴史を見れば、輿論の力は次第に加つて來て、立憲政治は輿論の尊重であるといはれて居るのである。昔專制政治の時代には、議會も集會もなく、新聞や雜誌もなかつた。随つて輿論は全く顧みられなかつたかといふに、決してさうではない、眞の政治家は常に國民多數の要求、一般の趨勢を察し、社會の秩序や安寧を心において、その道を誤らなかつたのであつた。もし治者と被治者との間で、心がしつくり合はなかつたならば、國家社會の治まらぬことは昔も今も同じである。たゞ現今は、意見や要求を發表する機關が完備して來た爲に、民心や輿論が昔よりも一層明瞭に力強く發表されるやうになつたのである。

輿論は獨り政治だけに限らぬ、人生生活の問題は、小は日々の衣食住から一國の風教經濟のことなどに至るまでも、次第に廣く社會一般の人々によつて自由に考へられ、討議され、批評されるやう

四 (知) 知
五 道德の立場

政治的 教育

代義 政治 成切

政治的 思想

輿論の指導者

になつて來た。殊に今まで道德も法律もないやうに思はれてゐた國際關係に於ても、輿論の力が段々明らかに現れて來て、自然に世界の氣勢をつくり、各國政府の行動に影響を與へるやうになつたことは、最も注意すべきこと、いはねばならぬ。今日國際間に於ける協同も正義も、世界の輿論の力にまたなければならぬことは、識者の唱道するところである。

輿論は社會の内に自然に生じて來るものであるが、また先見あり智慮ある指導者によつて、作られ進められて行くのである。輿論には先覺者や豫言者を要する。即ち社會の氣勢の趨くところを察してその時代の代辯者となり、更にその時代の嚮ふところを誤らぬやうにする案内者となる人がなければならぬ。かやうにして社會は進歩し、輿論も發達し、國家社會及び個人の安寧幸福は相俟つて進められるのである。

大野 篤

第八課 國家と國體

現代の文明人が組織して居る社會の中で、國家ほど重要で且つ強力なものはない。各國民は皆國家の統一が絶対の主權によつて完全に維持せられ、その繼續は永久ならんことを期して、自國の繁榮發達の爲に最善の努力をして居るのである。我等は國家の成員としてこれを理解すること正しく、これに貢獻すること多く、これを愛すること深くして、始めて我等最上の義務を盡すと共に、自分の人格を最もよく實現することが出来るであらう。國家の民は蒙昧な蠻族でなければ、憐むべき流浪の徒である。然らば國家とは如何なる社會であるか。その特質の第一は、主權または統治權といふ最高完全の權力があつて、その成員を統治して居るといふことである。國家はこの權力によつてその成員

國家と人

内
最高獨立權力

よ
カンケイ

英
國

國家の三要素

口
國家の三要素

に命令し強制して秩序と統一とを保ち、同時に他國に對しては獨立を維持するのである。第二は、その成員は悉くこの權力に服従することであつて、この成員を國民または臣民といふ。第三は、統治權の及ぶ地域の確定して居ることであつて、その地域を領土といひ、海は海岸から三哩までをその國の領海として認められて居る。以上の主權、國民及び領土を國家の三要素といふ。それでは國家の目的は何であるか。我が國憲法發布の上諭に、臣民の康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒト宣はせ給うたやうに、國家は國民の幸福安寧を圖り、その人格を完成せしめ、最高完全な社會生活の實現を理想として居るのである。この理想を實現せんが爲に、國家は主權の發動によつて、法を公布し、統治機關をつくつてこれを運用する。法は國家の權力の現れで、國家は法の源である。法と諸機關の運用とによつて國內の

國家の目的
口
國家の目的

カ
レント
行動せよ

國家の機能
口
國家の機能

統治機
口
統治機

第八課 國家と國體

帝
口
議會
上
奏
建
議
請
願
の
受
理

裁判所 法の起原
社会規範 人造化説
規律感 師範修身 卷四 説

政治的活動

秩序と平和とを維持増進するのである。今國家の機能の種類を
擧げると、第一に、政治的活動である。國民生活の全般に亙つて起
つて来る色々な關係を支配し規律するのが政治的活動である。
軍事外交の如きもその一部分である。

經濟的活動

第二に、經濟的活動である。今日の進歩した國家は、交通機關は
勿論或種類の生産事業にも次第に手を擴げる傾が強く、更に工場
法の制定、労働者の保護、失業の防止などにも力を盡すやうになつ
たことは、極めて著しいことである。

文化的活動

第三に、文化的活動である。それは第一に教育で、國家發展の本
文化進歩の標準は一に教育にあるものとして、いづれの國家もこ
れが爲に大いに努力するやうになつて來た。更に一般に國民の
文化生活の向上の爲には、圖書館、博物館、公園事業などの社會教育
に關する施設が完備されるやうになつた。また社會事業は社會

主權の存在に於て口柄也
國體の意義

我が國體の精華

の缺陷を除き國民の不幸を救ふ爲に、國家の最も重要な機能の一
となつて來た。これ等の外に國家の機能を數へると色々あるが、
時代の進歩と共に益擴張せられるやうになるであらう。

人の行爲や理想が人格の顯現であるやうに、國家の行動や理想
はこれを國體の顯現と見ることが出来る。國體とは各國家特有
の本性であつて、過去の歴史を包攝して現在に活動し未來に開展
するものである。だから國家の統一が鞏固であり繼續が永遠で
あるかないか、その理想が堅實であり行動が穩健であるかないか
は、國體の良否に依存することが多い。

教育勅語に國體の精華を説かせ給うたやうに、我が國家ほど美
しい國體をもつて居る國は他にはない。皇祖肇國の宏謀遠慮と
歴代聖徳の深仁厚澤とは申すも畏く、臣民忠孝の美風と相待つて
萬世一系の皇統を戴く世界無比の國體をなして居るのである。

この故に君民和睦四海同胞の感は強くして國家の統一は無比の鞏固を保ち、國史三千年の成跡は天壤無窮の國運を契り、國威の宣揚は萬國の齊しく驚嘆するところとなつて居るのである。この國體の精華を益發揮することに努力するのは我等國民の最高の義務であると共に、我等の人格を完成する唯一の道である。

我が國體の中心をなすものは帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるのがそれであつて、この事實は我が國體の根柢を永久不拔の基礎の上に置いたものである。法理の上で國體とは主權の所在をいひ、政體とは主權行使の形式をいふのであつて、我が國を典型的な君主國體とするのは、國體の本義に通曉して始めて理解することが出来るのである。

第九課 皇位と皇室

中一節 法理上の國體
一 根本的
二 政治的
三 宗廟的
四 祭祀的
五 禮儀的
六 法律上の國體
七 政治的
八 宗廟的
九 祭祀的
十 禮儀的
十一 法律上の國體
十二 政治的
十三 宗廟的
十四 祭祀的
十五 禮儀的

天日嗣

和氣清麿

神武紀元一三

九三年一四

五九年。

皇位と皇位繼承

我等が國史を讀んで何ともいへぬ嚴肅と痛快との情にたへないのは、和氣清麿還奏の一段である。當時彼が國家の安危の分れる瀬戸際に立つて、名利に惑はされず、權勢に屈せず、敢然として我が國家には開關このかた君臣の分が定まつて居る、臣を以て君とすることは未だ曾てない。天日嗣は必ず皇儲を立てよとの託宣を奏上した一事は、實に皇位繼承の絶対永久であることを、最も適切明快に言現したものだといはねばならぬ。

皇位は帝國統治權の主體である天皇の地位であつて、この地位を永久に虚しうせしめない方法を皇位繼承といふ。皇位の繼承は我が國開關以來かはつたことがないばかりでなく、未來永久にかはる事はない。この皇位を踐むのは皇胤の中で男系に限られて居る。我が國の歴史に於ては、女帝もあらせられたことは事實であるが、それは祖宗の常憲ではないといふので、男系の男子に限

一 皇胤
二 男系
三 系系

今上陛下

るやうにせられたのである。
 今上陛下御名は嘉仁、明治十二年八月三十一日御降誕、大正元年七月三十日踐祚あらせられた。爾來我が國は、陛下の御稜威みづかによつて國力が日に加り、殊に世界戦争に際會しては、國威が益盛んになることが出來たのである。然るに陛下は、御幼少の時から屢、御健康をそこなはせられたことがあつて、御即位の後、國務御繁忙にわたらせられた爲、既に久しきに亙つて玉體に御惱を感じさせられるに至つたことは、國民一同の恐懼にたへないところである。かやうにして御不例久しきまゝに大政を親らせさせ給ふことかなはせられず、大正十年十一月二十五日に至り、皇太子裕仁親王殿下を攝政に任じ、國務を總攬せしめ給ふことゝなつた。

皇后陛下

皇后陛下御名は節子、公爵九條道孝の第四女にわたらせられ、明治十七年六月二十五日御誕生、明治三十三年五月十日御入内、大正

皇室と國民

元年七月三十日皇后に立たせられた。皇后陛下には御坤徳高くいらせられ、天皇陛下と並び立たせられて、萬民を愛撫させ給ふことは申すも畏く、殊に四人の皇子の御母として、御教養に御心をくだかせ給ふこと一方ならぬよし承るも尊き極みである。皇室は天皇を中心とする御家であつて、その御一族を皇族といふ。

皇室は我が日本民族の大宗家であり、國家活動の中心である。皇室が常に國民と苦樂をともにせられたことは、いふまでもなく、天下の憂に先だつて憂ひ、天下の樂みに後れて樂まれたことは、我が國上下三千年の歴史に於て最も顯著な事實である。明治天皇が御登極の初に發せられた御宸翰に「今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば、今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち、古列聖の盡させ給ひし蹤を

明治34年
 皇太子妃ノ予定
 大正三年一月十七日
 大正七年一月十七日
 大正十年十一月二十五日
 大正十七年六月二十五日
 大正三十三年五月十日

大行天皇
之ハ天皇ガ崩御アリ
バサレテマタ御名ヲ贈
リニテラテハ賜合ニ大
行天皇ト申シ奉ル

履み治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざる可しと仰せられ、國民に對しては、天皇の御志を體して、私見を去り公議を採り、天皇の御事業を翼賛すべきことを望ませられて居る。これを見ても、天皇が國家統治の責任を深く御自覺遊ばされ、常に國民安撫を第一の天職として、全く國民と安危を一にせさせ給ふ大御心を拜察することが出来るのである。

明治維新以來、皇室の御繁榮は益著しく、國民統一の中心、國家發展の樞軸となつて、獨り帝國の内部に止らず、世界の文化、全人類の幸福に貢獻せられて居ることは、國民の最も光榮とするところである。我が國の歴史はやがて皇室の歴史であつて、皇室の御事業は同時に國家の事業である。大正十年皇太子殿下が歐洲の諸國を歴訪せられ、その元首と親交を結び、官民に接して談論を交へさせ給うたことは、我が國未曾有の盛事であつて、國交上重大な意義

1-2 3 1/2

皇室と社會事業

のあるところである。更に殿下が親しく歐洲の制度、文物を見學遊ばされたことは、將來國家の元首として立たせられる場合の、得難い御準備とも拜察し奉るのである。

皇室の國民に對する御仁慈は限もないことであるが、特に近年時勢の變動に伴つて、國民の生活が不安になつたのを憂慮せられて、社會救濟事業、その他國民の幸福を進める爲に恩澤を下されたことは、數へあげると遑がない程である。畏くも皇室費の中から社會公共の事業に下賜せられる金額は、年々莫大なものであつて、大正八年高等教育擴張の計畫があつた時にも、巨額の御下賜金があり、大正十二年極東オリンピック大會へは、天皇カツプさへ賜つたのである。殊に同年九月一日關東地方に大地震があつて未曾有な慘害を受けた際には、御内帑金一千万圓を下賜せられ、更に救護班を各地へ派遣せられ、皇族方は自ら救護の事業に當らせ給ふ

など、如何に皇室が國民生活のあらゆる方面に心をくだかせられるか、拜察せられるのである。

我が國が幾多の變革を経ながら、常によく國內の秩序を保ち、外國に對しても國威をおとすことがなく、國運が益盛んであるのは、偏に皇室の御威徳によること、いはねばならぬ。皇室と國民とが同心一體となるところに我が帝國の特色があり、これによつて國家の發展も國民の幸福も得られるのである。

第十課 國憲・國法

國憲とは皇室典範と憲法とをいひ、國法とは法律命令などを合稱したものである。

皇室典範は皇祖・皇宗の宏謨に循ひ、皇室の御基礎を固くし尊嚴を無窮に維持する爲に定められた皇室の御家法である。憲法は

國憲・國法の
意義

皇室典範と憲
法

畏多くも明治天皇が國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮とせられ、祖宗に承けさせられた大權によつて宣布せられた國家統治の根本法である。明治天皇は皇祖・皇宗が我等國民の祖先の協力・輔翼によつて我が國を肇め造らせられ、無窮に垂れ給うたことを回想せられ、現在及び將來の國民もまたよく皇室を中心として和衷・協同し、帝國の光榮を中外に宣揚し、皇祖・皇宗の御遺業を永久に鞏固ならしめる事業に堪へ得ることを信じられて、憲法を定められたのである。憲法は國家の最高の法であるから、法律命令などによつて變更されることがなく、憲法に反する法律命令などは效力をもつてゐないのである。その第一章には天皇の御事があり、第二章には臣民の權利・義務、第三章には帝國議會第四章には國務大臣と樞密顧問、第五章には司法、第六章には會計、第七章には補則があつて、すべて七十六條から成立つて居る。

憲法の由來

憲法の發布は明治二十二年二月十一日であるが、その由來は固より古い。我が國が形の上で立憲政體になつたのは明治二十三年であるとはいへ、いはゆる立憲的精神は國家肇造の初から存してゐたのである。そのことは、歴代の天皇の御治蹟によつて知ることが出来るのである。即ち建國以來不文法として確定して居る事實を、成文の法典に明記されたのが憲法である。更に注意すべきは、明治天皇が御即位の後間もなく、立憲政體の本を明らかにせられたことである。即ち明治元年に國是を定め給ふとして五箇條の御誓文を宣し給ひ、その第一に「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と詔あつて、將來立憲政體を採用すべき御趣旨を明らかにし給うてから、明治八年には元老院を設け、大審院を置き、同十二年には府縣會を開き、地方に先づ代議制を行ひ、二十二年紀元節の佳辰に憲法の發布があり、その翌年これによつて始めて帝國議會を

國法

開き給うたのである。爾來三十餘年我が國の立憲政體の運用に就いては、なほ不満足な點も色々あるが、我等國民は憲法の精神のあるところを深く考へて、十分それを實現するやうに努力せねばならぬ。

憲法を本として一切の法律が定められ、種々な命令が發せられる。法律の制定には必ず帝國議會の協賛を要する。この法律命令を合せて國法といひ、民法・商法・刑法などを始め、府縣制・市町村制その他色々な勅令・省令などがある。これ等の國法も皆統治權の行使の爲に發布されたもので、つまり國民各自の權利や義務を明らかにし、また行政上の便宜をはかり、社會の安寧をすゝめ秩序を保つことを目的として居るのである。

教育勅語に「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と諭されて居る。國憲・國法は國家の秩序の本であり、社會の安寧の源であるから、國民は、

用 遵法と法の活

最も厚い忠誠を以てこれを遵奉せねばならぬ。それと同時に、法の執行に與るものは常に注意して法の活用をはかることが肝要である。法の活用とは、徒に形式の末にばかり走らずに、よく法の精神のあるところに随つて動くことである。國民もまた同じやうに法の目的を十分に了解して、始めて法に遵ふことが出來よう。そして法の條文の形式にさへ合へばよいやうに思つてはならぬ。更に注意すべきは、法と社會の進歩との關係である。法は國家の目的を達する爲に存するのであるから、國家の目的に随つて變遷のあるのは當然である。それが即ち法が活用されなければならぬ所以であつて、國民の深く心得べきことである。

第十一課 我が國の自然

自然と文化

文化の發達は、人類がよく自然を理解し、利用し得ることによつ

てなされるのである。人類が自然を理解して、これを利用しようと努めて居ると共に、自然もまた人類に對して、肉體上にも精神上にも常に大きな影響を與へて居る。だから文化は、自然と人類との協同によつてつくられるものといはねばならぬ。もし人類文化の淵源を考へ、色々な民族や國家の盛衰興亡の跡を尋ねたならば、一層この關係の密接であることを認めることが出來よう。即ち一國の自然の状態によつてその國特有の文化が生ずるのである。

我が國は北は樺太から南は臺灣まで千二百餘里の間に亙る數多くの島々と、朝鮮半島とから成立つてゐて、概ね溫帶に位し、氣候は暖く、空氣も澄み透つて、いはゆる日本晴の好天氣が多い。寒暑の變化はかなりあるが、餘りに極端なことはなくて、常に人心に生氣を與へ、その活動を刺戟して居る。殊に風景の秀麗なことは世

我が國の自然
と固有の文化

界にたぐひがないといはれて居る。萬古にそびえる富士の高嶺水や空なる太平洋の大海原、これ等を望むものは誰しも自ら雄偉宏潤の氣性を起すであらう。名にしおふ松島天の橋立、嚴島さては瀬戸内海の島がくれ行く眞帆片帆、これ等を見ては、誰かその壯大或は優雅なことを嘆ぜずに居られよう。織巧瀟洒な日本美術の粹、優麗典雅な日本文學の精は、このうちに醸され生れ出たのである。

土地は一般に豊饒で、五穀はよく稔り、國民に最も重要な食料を供給して居る。また我が國は島國である爲に、外敵の攻撃を受けることも少きを得たのである。これ等惠深い自然の懷に抱かれて、一家團居の情愛も生じ、民族親和の結帶も固く、こゝに我が國民は一國即ち一家のやうに睦まじくなつて、君臣上下の關係は極めて自然の情から發して、遂に美しい立派な王道主義となり、日本固

有な道德文化をつくるに至つたのである。日本魂はこれ等一切のものゝ結晶である。

地理的關係から見た我が國の自然

我が國は地理的關係から見て、アジア大陸の東海岸に沿うて、太平洋の潮を浴びて横はつて居るのであるが、一方には、日本海を距て、アジア大陸の無限な富庫をひかへ、他方には、將來世界交通の中心と思はれる太平洋があり、それをこえて印度南洋米國濠洲と直接に交通することが出来る。随つて政治的・經濟的・活動の上には、勝れた地位を占めるのに好都合であるのは勿論、交通機關の發達により、西洋の文明を日に月にとり入れて、東西文化の融和結合を完うするに一番適當して居る地位にあるのである。

我が國の自然の缺點

併し我等は、また我が國の自然の缺點ともいふべきことに就いて、十分理解して置くことが肝要である。土地が狭い島國である上に、山岳が多くて平野が少いから、人口の多くなかつた時代に於

國民の覺悟

ては豊富を誇つた物資でも、將來は缺乏を來さないとはいへない。例へば、米は國民の主要食料で、他の穀類と共に、その質に於ては他國のそれに勝れて居るが、日々に増して行く人口を支へるには十分でない虞がある。森林はあるが規模が小さい。鑛産物の中、石炭は比較的豊富であるが、その運命も知られて居るといふ。銅は多いが鐵は少く、交通の要衝に當つてゐながら、工業の發達を圖るにも第一の障礙である。海洋が無限な富を藏して居ることは忘れてはならぬが、その他に於て、我が國の自然が供給する物資は、我が國が世界に雄飛する原動力を自給するとしては、甚だ不十分な點のあることを記憶せねばならぬ。

かやうに、一國の自然とその國民性や政治經濟宗教思想藝術その他の文化との間には、極めて密接な關係のあることを了解したならば、我が國の現在及び將來の問題に就いて、考慮すべきものが

國民と歴史

多々あることを知るであらう。我等は我が國の長所とすべきところは益、これを發揮すると共に、缺點と思はれることはこれを補ふに最善の努力をしなければならぬ。幸にして我が國に於ては、美しい自然によつて陶冶された國民的情操がある。我等は益、これを涵養して、國民精神を盛んにせねばならぬ。更に我が國の東洋に於ける位置、世界交通に對する關係を考へて、自然と協同し、國力の進展、文化の發揚に努めることが急務である。

第十二課 我が國の歴史

人の生命は常により大きく生きようとする努力である。力には情性がある、生命の流は新しく道を展開して行くのであるが、同時に過去の情性によつて支配されることが多い。風俗習慣制度などを始め、すべての歴史は現在の我等に對する過去の情性であ

3. 天口(最高)完全
2. 世界(理性)
1. 胎心(威)

生々 知能
神の道徳
守教

信
概念以て

自己後
んとは内 題なり

フリスム
オブリナード
んか

日本は萬世一系の皇室
がある故に萬世一系

光輝ある歴史
の成跡

我等は我が國民の未來に於ける大きな使命を信ずる。併し我等は先づ過去に於ける我が國民の生命の流、力の惰性を觀なければならぬ。我が國が開かれてこのかた、神代のことは申すも畏し、神武天皇橿原の宮に即位し給うてから、皇統連綿として二千六百年に及んで居ることは、世界に類例のないところである。この長い歴史は、一つの皇室を中心として築きあげられた精神的建造物の由來である。

この光輝ある歴史は、美しい繪卷物にも譬へられようが、それを見たゞ何の苦もなく、筆のすさびにまかせて描かれたものゝやうに思つたならば、大きな誤である。憲法發布の勅語に「我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニ

生々發展主義

シテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ」と仰せられたのは、我が國が肇め造られてからの歴史を、最も適切にいひ表されたものと拜察する。その長い歴史の間には、榮枯盛衰の變化がかなり多く起つて、我が國家が重大な危機に出會つたこともないではなかつた。しかも我が國がよく國體の尊嚴を維持し、國運の發展を見ることを得たのは、列聖の御威徳によることは固よりであるが、また我が國民が皇室を中心としてよく國家をさへる責任を盡して來たからである。我等はこの光輝ある歴史の成跡を見て、注意すべき多くの點があると思ふ。

第一には、生々發展主義である。この精神は上下三千年の歴史を通じて、不斷の發展をなして居るのである。我が古事記に現れた宇宙開闢の思想の雄大宏遠、生氣潑刺たることは、我等日本國民自らも驚の眼を以て見るほどである。この精神は、我が國史を貫

統一的精神

いて國家の光輝を永久ならしめて居る。

第二には、統一的精神である。生々發展の主義は國民の活動をあらゆる方面に盛んにさせて居ると共に、そこに一貫した統一的原理がある。それは光華明彩六合に照徹し給ふ天祖の御徳であつて、一切包括的精神である。この一つの精神が傳はつて列聖の御徳となり、國家の生活を永久に統一して居るのである。

第三には、同化的精神である。生々發展して一切包括的であるから、すべてを取入れて我がものとする。元來一つの國民が他邦の文明と接觸することは、その國の死活の問題となる場合が多い。たゞ優れた精神力をもつた國民であつて、始めて新來の文明を同化することが出来るのである。我が國が早く支那、印度の文明を輸入し、更に近く歐米の文明を取つて來た歴史を顧みれば、屢、肝を寒からしめるやうなこともあつたが、よくそれ等を取入れて悉く

同化的精神

佛 儒 惟 神 教 教 教 教

人道的精神

自分の血や肉として來た努力は、實に偉大である。

第四には、人道的精神である。我が皇室の御徳は、太陽がすべてものを平等に照すやうに、天下の人民を皆我が子として愛させ給ふのである。この精神が發して、内には國民を愛撫し、外には列國と親しく交られることとなるのである。

第五には、正義の精神である。光華明彩六合に照徹する天祖の御徳は、少しも暗いところがなく、邪を破り正を顯して最も峻嚴である。直き心、清き心といふのはこの御徳を受けたものであつて、これが即ち正義の精神である。

正義の精神

我等は我が國の長い歴史を顧みて、常にこれ等の精神主義のみなぎりあふれて居ることを認めるのである。我が國の使命は今後愈、重大を加へると共に、その前途には色々な困難や障礙が起るであらう。併しこれ等の國民精神を益、發揮して行つたならば、我

が國の將來には更に一段の光彩を加へることゝ信ずるのである。

第十三課 維新改革の精神

幕府の末期に於ける我が國の狀態

今日我が國が世界の五大強國、三大海軍國の一に數へられて、獨り東洋ばかりでなく、世界の國際問題に就いても發言權を有するに至つたことは、現時の國勢からいへば、當然のことのやうに思ふであらうが、もし五十餘年前のことを回顧したならば、實に隔世の感に堪へないであらう。慶應四年に發行された横濱新報といふ新聞に、米國人某が我が國民に與へた「新策」といふのがあるが、それを見るに、當時我が國內は干戈が止む時なく、國民の甚だ不安な狀態にあることを非難し、一日も早く國內統一の必要なことを説き、終りに「日本人地圖を見てその國の極小なるを知るべし。大日本の稱を以て人を欺くこと能はず。いはんや内亂あるに至りては、

外國の人心窃かにこれを笑ふのみ。日本國のいつまでも日本人の手にあらんことを欲せば、はやく内亂を治めて、衰弊の風を外國に示しこれをして垂涎の情を逞しうせしむることなかれ」と書いてある。今日から考へたならば無禮至極の妄言とも思はれるが、よく當時の情勢を察したならば、甚だ適切な忠言といはねばならぬ。

勤王攘夷佐幕開國といふことは、嘉永以後、我が國の内政と外交との兩方面に於ての重大問題であつて、國內の擾亂尙平定に至らぬ時に、窃かにこれを利用して侵略しようとして窺つて居た外國もあつたのであるから、實に國家危急存亡の秋ともいふべきであつた。然るに幕府が政權を奉還し、朝廷が號令を發せられるやうになつてから時勢は一變して、朝議も開港に決し、朝廷は親しく外交の事を施行せられることゝなつた。明治元年三月十四日、明治天皇

王政維新と五箇條の御誓文

は南殿に御し、公卿諸侯を率ゐて天神地祇を祭り、五事を誓約し給うた。それが謂はゆる五箇條の御誓文である。暗雲が消え去つて、天日が再び輝き出で萬物を照すやうに、内政務の大綱が決し、外交の方針が定められるに至つたことは、全く我が國未曾有の變革である。かやうな大變革が忽ちに出來上つたのは、固より三千年來の皇國精神の發揚ではあるが、更に國內の實狀を顧み、世界の大勢を察せられた明治天皇の御威徳と、當時輔弼翼贊の任にあつた臣僚の忠誠とによることは明らかである。

この五箇條の御誓文は明治維新の精神となり、すべての事業計畫の標準となつて、その後の國勢の發展、文化の進歩を來すことが出來たのである。宇宙に進化の跡を見るやうに、人生生活の問題は常に新たな開展を見なければ止まぬ自然の要求がある。鎖國を以て獨居し得る時代はいざ知らず、既に外國と交通し、更に進んで

時勢の要求と
維新の精神

競争もしなければ國家の存在を安全にすることが出來ぬ時勢に處しては、大に智識を世界に求め、外國の長を採り我が短を補はねばならぬ。併し新時代には新しい生活の様式を採ることが肝要である。これが爲には舊來の陋習を打破して、人類自然の要求、天地を貫く原理に基づかねばならぬ。從來は社會の階級差別が嚴重に立てられてゐた爲に、有爲の人も屢、その才を伸すことが出來ず、人心倦怠の弊が多かつた。かやうなことは新時代の要求に背くものである。もし官吏も一般人民も皆その處を得て、その志を立てることが出來たならば、國民皆一心同體となり、ちやうど健全な身體の各部が相應じて働くやうに、國民が皆その心を一にして、國家の經綸を行ふことが出來るであらう。かやうにして國民はそれだけの範圍に於て相諮り相助け、すべての事を私することなく、國民全體の前に於て國民全體の意の動くところによつて決す

改革の眞髓

ることが出来る。これが我が國の建國以來の特色であつて、かやうにして始めて皇基を振ひ起し、國家の隆昌を期することが出来るのである。
この維新改革の御宣言はあらゆる改革の根本である。この精神の動くところに沈滞なく、倦怠なく、不正なく、偏黨なきを得、正義は社會を支配し、睿智は道理を照明し、本務が行爲の標準となり、公道が國是の基本となることが出来る。かくて我が國民生活に何時も新生命が展開せられて來るであらう。我等國民は同心協力この維新改革の精神を體認して努力せねばならぬ。

第十四課 國民性

國民性とは何ぞ

個人にそれらの性質があるやうに、國民にもまた互に異なつた性質がある。それが國民性である。個人の特性はその人一人

日本水と考
西川如見
仁愛 清浄潔白
勇武 後素 井実
神計 足系 益所
夏実 志約 愛正 貞
聰明 清廉
神道 の山 而 美夫
純忠 清静 勇 貞
現実 尚武
本居
尊王 敬升
優美 尚古
慈愛 治 决
性 我が國の國民

に顯れた性質であるが、國民性は一つの國民の中に長い間に顯れて、現在の國民の性格の本をなすものである。國民性はその國民の體の状態、自然の環境、精神の活動または國民生活の色々な形式などによつて歴史的に發達して來たものであつて、これ等の條件は國民によつて一樣でないから、各國民特別な國民性があるのは自然である。元來同じ民族でも、異つた事情や環境の内には、異つた國民性を發達せしめることがあり、また異つた民族でも、同じ事情や環境の下には、自ら類似した國民性を得て來ることもある。國民性はその國民の生活の總和とも結晶とも見ることが出来る。この國民性はまた色々な事情や環境などに變化が起るに隨ひ、それに應じて移り變つて行くものである。

我が國の國民性はどんな特色をもつて居るか、見る人によつて觀察が一樣でない點がある。その上に、すべてもの、特色は、他の

古イ本ヨリ傳レ口民性
漢土も史

風俗不淫 人性を嗜む
事鬼神 直 性直有 雅意
足利時代の本
人国証
勇武偉然 良着
湯柔木

しては一番重いもの、一つであつて、刀の手前といふのは、武士の名譽のことである。家名を重んずることは一般に甚だ強い。大義名分の觀念は我が國體と結びついて、最も重大な徳である。人の名に徳性その他色々な意味をもたせるのは、我が國の特色の一つである。

日本西封史
一七十五年、パリにてフランス人
精日本人は多くを習はす
治澤 鋭敏
見聞ヲ入ルニ急ニ
理ニ就ク 義ニ重ム
展マリ。
名譽も賤下嬢さん
事々物々之が當ニ

の外に數へあげれば、清潔を愛する念が強いとか、自然を愛する情が深いとか、その他禮儀を重んずるとか、武勇性が強いとか、色色あるが、それ等は寧ろ後から發達して來たものといふことが出來よう。

更に缺點としては、前に述べた外に、虚榮心が強いとか、公共心が乏しいとか、經濟思想が少いとか、依頼心が強いとか、時間の觀念が缺けて居るとかいふやうなことを擧げるものもあるが、それは更に根本的な修徳によつて補ひ正すことが出來ると思ふ。國民性

缺點と改善

身分ニ準ジテ責任ヲ負フ
言ハ互ニ相尊敬孔儀
父母ヲ尊敬スルヲ最重
外見儀飾ニ係ズレテ
堪忍力の強キヲ以テ
如何なる節合ニモ
七情ヲ自ら压制スル

昔と今

第十五課 國民の權利及び義務

國政が治者階級の專横な支配にまかせられ、一般國民はたゞ義務のみを負うてゐた時代を今に比べると、いかにも不幸なものであつた。しかも一般國民の負うた義務には治者の任意に課したものが多く、或は斬捨御免といつて生命までも脅かされ、或は改易闕所などいつて全財産を沒收せられることもあつた。然るに今日の立憲國は全くその性質を異にして、國民一般も國政に參與し、義務と共に權利をも認められるやうになり、法律によらなければ強制をうけることが出來なくなつたのである。

臣民の權利

外國に於て人民がその權利を獲得する運動は甚だ凄慘なものであつたが、獨り我が國に於ては畏くも聰明仁慈な明治天皇が國民の能力を御信賴遊ばされ、御親らこれを授けさせ給うたのである。憲法發布の勅語の中に「朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムル希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」と仰せられた。これを拜讀することによつて、我等は國民に權利を許させ給うた聖旨のほどを拜察することが出来ると共に、國民に對して最も懇切に權利に對する心得を示させ給うたことを思ふのである。

公權と私權

臣民の權利を公權と私權とに分ける事が出来る。公權は憲法第二章に明記してある權利であつて、國家に對して臣民の有するものである。請求權、自由權、參政權の三種に分たれ、これによつて

權利に對する心得

國民は選舉によりまたは官公吏となることによつて國政に參與することが出来、身體財産の安全、信書の祕密、集會結社、思想發表、信教等の自由を保障され、また法律の定めたる裁判官の裁判を受ける權利等を得たのである。私權とは私人相互の間に存するを普通とする權利であつて、人に關する人身權と、物に關する財産權とがある。生命身體名譽等に關する權利や、親權夫權の如きは前者に屬し、所有權占有權債權の如きは後者に屬する。

立憲國民にとつて最も大切なことは、權利に對する心得である。法律の認めた權利である以上、これを如何に主張してもよいやうに思ふのは甚だしい心得違である。殊に公權は國務の運用に大なる關係があるから、深く慎まなければならぬ。例へば、選舉權の行使を誤つたならばどうであらう。選舉に就いての道德を腐敗せしめるのみならず、延いては議員の質を低下せしめ、一國の政治

を不健全にして、果ては國家の盛衰にも關係するであらう。かやうなことで、どうして明治天皇の御信賴に添ふものといふことが出來ようか。我等は常に國家の理想を實現することを念として、選舉に當つても情實や一身の利害に煩はされることなく、公正にして自由な態度を以て有爲な適材を選出するやうに心掛けなければならぬ。されば選舉權は勿論その他の權利に於てもその行使を誤らないといふことは、自己の本務であると共に、國家に對する重大な義務であるといはなければならぬ。

國家の目的が國民の人格完成であり、また殆ど國家生活を完全に營むことによつてのみ我等の人格を向上せしめることが出来るのであるから、我等は國家に對して出来るだけの忠誠を盡さなければならぬ。この意味に於て我等は國家に對して無限の義務を負ふといつてもよい。併し國法はその強制力を以て國民に最

臣民の義務

低度の二つの義務を負担せしめて居る。一つは納税の義務であり、一つは兵役の義務である。國家の財源には官業収入、財産収入などがあるにしても、その主要なものは租税であるから、租税は國家の經濟的基礎として缺くべからざる條件であることはいふまでもない。また國防が國家の獨立にとつて必要な條件であることも勿論である。これ等二つの條件が具備しなければ、國家の存立は一日も安泰なることを得ないから、法律を以て強制されるのは當然である。

併し是等の義務を單に法の強制を恐れるからといふ消極的な態度で盡すやうであつてはならぬ。國家が必要とする場合には、獻金も公債應募も辭せず、更に一身を陛下に捧げ奉つて國難に赴くといふ覺悟がなければならぬ。またこの覺悟は獨り國防と財政とに就いてのみならず、國家の機能萬般に互らなければならぬ。

義務に對する心得

いのである。かくして始めて國家有用の人材として自らの人格をも完成することが出来るのである。

第十六課 官公吏

國民の義務

ネルソン

英國の海軍大將。

神武紀元二四

一八年—二四六五年。

Horatio Nelson
(1758—1805)

官吏

國家の盛衰は一にその國民が各自の本分を盡すと否とによる。ネルソンがトラファルガーの海戦に際し英國は各人がその義務を盡すことを期待すと信號したのは、彼がその同胞に對する最も切實な忠告であつた。國家は固より人類の組織して居る如何なる團體生活に於ても、その團體の成員がそれ〴〵能不能適不適によつて業を分ち務を別にすると共に、よく協力一致することによつて始めて全體の繁榮と安寧とに貢獻し、同時に各自の幸福をも樂むことが出来るのである。

今國家の一員として國民は皆それ〴〵の位置に應じて、その本

分とするところをもつて居る中に、官吏たり公吏たるものには、また特別な心得のいることを考へねばならぬ。

官吏は國家組織の法理から觀たならば、天皇またはその責任機關によつて任命され、國家の事務を負擔する義務を有する人といふのである。その任命には本人の同意を條件として居るから、兵役義務のやうに強制せられることはないが、一旦任命された以上は、國務を擔任するに當つて一意専心その任務を盡し、國家の安寧幸福に貢獻することを第一とせねばならぬ。即ち職務上に於ては忠實の義務があり、祕密を保つ義務、上官に服従する義務、職務執行の義務などがあり、更に身上に就いては品格を保つ義務または營業をなすことの出来ない義務などもある。

公吏は自治體の事務に當るものであつて、形式上の資格に於ては國家に屬する官吏とは異なるやうであるが、その職務の根本精神

官吏服務規律
職務上
忠順
勤勉
上官
祕密

公吏

に至つては同じである。

要するに、官公吏は共に國家の目的を達する上に於て當然なくてはならぬ機關であつて、國家または自治體の安寧幸福は、それ等の官公吏の力によることが多いといはねばならぬ。

かやうに人はその社會的地位身分に應じて、それ〴〵職務に専心努力するのが當然なことであるに拘らず、社會の實狀を見れば、色々な慨はしい事實を發見するのである。官公吏の携はるところは國家公共團體の公事である、決して一人の私事ではなく、その關係するところは國家社會全體であるから、もしそれ等の人々が公事を私することがあつたならば、國家社會は成立たず、遂に破壊する外ないであらう。それで官公吏としては廉直公平であることが最も大切な務である。渴しても盜泉の水を飲まずといふことがある、筋道の通つたことではなければ決してしないやうに、誘惑

消極的義務

積極的義務

や強迫によつて動かされることなく、毅然として節を持し、規律正義の原理に背かぬことが肝要である。

併しこれだけではなほ消極的であることを免れぬ。何となれば廉直公平にして利慾に耳を傾けず、偏頗にならぬやうにすることも大切であるが、更に進んで積極的に國家や自治體の善の爲に盡すやうに心掛けねばならぬ。たゞ一通りの任務を果すだけでは、眞にその本分を完うしたものといふことは出来ぬ。公の制度、組織は社會の人々の便利幸福を圖ることを目的とするから、それ等の制度や組織の出來た意味を十分に理解して、常にこれを活用するやうに考へねばならぬ。併し自分勝手に制度組織を解釋してよい譯ではなく、よくその精神を理解して、たゞ形式にばかり拘らぬやうに心掛けることが大切である。如何に立派な法律や制度でも、それを運用する人によつてその國家社會の目的にも役立

官公吏と一般國民

ち、また反對に國家社會に害を及ぼすことゝもなるであらう。この點に於て殊に官公吏は常識を養ひ、眞に國家社會の目的を理解し、その善の爲に努力せねばならぬ。

更に注意すべきは官公吏の一般國民に對する態度である。元來官公吏といひ、農工商といひ、それ〴〵職能の區別はあつても、國民としての人格に高下の差がある譯ではない。官公吏となつては國家自治體の用を務めるものとして、國民の便利を圖りその幸福をすゝめるやうに丁寧親切を旨とすべきである。もし應接が傲慢であるとか、取扱が不親切であるとかいふことがあつたならば、それは公務に對する尊い務を忘れたものといはねばならぬ。併し公私を混同し、私事の爲に公事を忽にし、一個人の爲に全體の不便になるやうなことをしてならないのは勿論である。

教職に携はるものは、その學校の設立如何によつて官公吏であ

自然界と人類社會

るものとなないものがあるが、共にその事業が國家の盛衰に影響し、公共の安寧幸福に關係するところ大であることを思つたなら、その業務の爲に最善の努力をなさねばならぬ。更に廣くいへば社會の人は皆自分の仕事が公事であるといふ考をもつて居ることが大切である。かやうにして始めて眞に國家に貢獻し社會に奉仕することが出来るのである。

第十七課 遵法

時候に寒暑があつて時を違へぬ、酸素と水素とを化合すればいつでも水が出来る。これ等は即ち自然の法則であつて、必然にさうなるのである。人と人との集合の生活即ち人類社會の現象は人の意志が加はるので、自然の現象のやうに必然の法則に従つて起らぬことが多いが、またその特殊な法則がある。人類社會は決

して無法則で成立つものではなく、文化の進むにつれて社會の關係が複雑となり、これに伴つて色々な法則が出来て来る。我等は決して勝手に行動し得るものではなく、色々な關係によつて、必ず一定の法則に遵はねばならぬ。それは學校の生活に就いても、國家の生活に就いても同じであることは、前から十分明らかにしたところである。

法則のある理由

元來法則といふものは、人類の社會關係が複雑になるにつれて發達して來たものである。それはすべての人をして、この複雑な社會關係の内にありながら出来るだけ各自の目的を達せしめ、同時に社會同胞の爲にも盡し得るやうにしなければならぬからである。法は一般の爲であつて、個人の自由を妨げその獨立を害するのが目的ではなく、却つて各個人の目的を達せしめる爲のものである。

法則の有効

社會の團結の種類によつて法則の力にも強弱があるが、その中でも法則の最も有効に行はれる社會は國家である。あらゆる國法の源は國家の強大な權力に發して居る。固より國家の法則が國民全體の安寧幸福を進めるに不適當なやうなことがあつた場合には、これを改めねばならぬが、その法則の行はれて居る間は、それに遵はねばならぬことはいふまでもない。自分だけを本にして考へると、時には法則に遵はない方がよいやうに思はれる場合もあらうが、それが自分一人ではなく、他の人々も同じやうに考へるとしたならば、法則は行はれず、國家は成立たぬこととなる。例へば納税の如き、金を出したいものだけが納めたらよからうと思ふものもあらうが、それでは國家は存續出来なくなる。

自治は遵法の精神があつて始めて出来る。法則といへば、何でも壓迫か束縛でもあるやうに思ふものもあるが、事實はその反

遵法は自治の本

法則と自律

對である。法則が蹂躪される社會には自由は愚か、一身の安全すら希ふことは出来ぬ。自分一人の仕事でも順序がなければならぬ、まして多數の人の集合團體に於ては、なほ更法則が必要である。國家の法律は時として個人の自由を束縛するもの、やうに思はれることもあるが、それはより大きな自由を得んが爲に、一時の我儘を制限するまでのことであるから、我等はよくこの道理を辨へて、それに遵はなければならぬ。

自律は道徳上大切なことであるが、國家はすべての國民の共同利害の上に立つて居るから、國家の法則は國民が自分の上に課したものと見なければならぬ。それをたゞ壓迫や束縛のやうに考へたならば大きな誤である。自由を無拘束無規律と思ふときに、國家社會は亂れるの外はなく、却つて不合理な暴力が支配する世界となる。それは文化の破滅であつて、我等の希望ではない。も

義務心からの行爲

カント
ドイツの哲學者。
神武紀元二三八四年—二四六四年。

Immanuel Kant.
(1724—1804)

しこの暴力の支配から逃れようとしたならば、法の支配を認めなければならぬ。英國が遵法の精神と自由とを並び誇るのはよく這般の消息を示すものである。文明國は法治國である。法律のない世界は夢物語に過ぎぬ。

我等は更に進んで道徳上考ふべき點がある。それは法律を守るに當つて、たゞ行爲の形さへ整へば心はどうでもよいかといふに、決してさうではなく、眞に自分の義務であると考へて行ふことが肝要である。カントは義務心からの行爲が最高の道徳的價値をもつて居ると教へた。物質上の誘惑外部からの壓迫或は自分の利益からでなく、これは自分の義務である」と信じて行動するに至つて、自律の道徳は最も完全なものとなるのである。

第十八課 國家と産業

列強と産業

今日世界の強國と稱せられる國々に就いて觀るに、英國が十八世紀以後次第に勢力を加へ、常に世界の牛耳をとるに至つたのは如何なる原因によるであらうか。またドイツが十九世紀に入つて飛躍的に發達したのは何の爲であらうか。更に從來極めて薄弱な陸海軍をもつてゐた米國が、どうして今日世界を恐れしめる勢力をもつに至つたであらうか。この反對に、昔は優勝國民であつたが、今日では甚だ疲弊の状態に沈んで居るものもあるのは如何なる理由によるであらうか。國家盛衰の原因は色々あるが、その主要なのは實に一國の富力の多少であり、富力の多少は偏に産業の消長によつて決するものといはねばならぬ。

十八世紀以來の英國に於ける産業の發達は、その國をして世界の強國の先頭に立たしめるに至つた。昔は武力にばかり強い野蠻人のやうに思はれてゐたドイツ人が、學術は勿論、一般文化に於

て世界を驚歎せしめたのも、産業の發達が重大な原因であるといはれて居る。米國がもつて居る自然の富源は、農業工業商業何れの方面に於ても、その國をして世界列國の第一位に置かしめようとして居るのである。

思ふに國家が完全な獨立を維持する爲には國防の充實が必要であり、隨つて武器の製造、食料品の供給も保障せられなければならぬ。そればかりでなく、世界列國の間に伍して優勝の地位に立たうとしたならば、廣く商工業の發達に於て他國に遜色のないことを期せねばならぬ。然るに我が國は昔から瑞穂の國と稱せられ、農を以て國の本としながら、今日の農村状態は國民の食料供給に就いて不安を感じしめつゝあるではないか。更に我が國の産業は國防の充實に就いてさへも、不十分であるやうに憂へられて居るほどであるから、歐米諸國と世界の市場に相伍するのは、隨分

國家の獨立と産業

困難なことではなからうか。

かやうに我が國の産業は歐米諸國に比べて見れば大なる差等があるやうであるが、過去十年間になした發達は、決して小さいことではなかつた。殊に世界戦争の後に於て未だ曾てない膨脹を見るに至つたことは、我が國民の竊に喜んだところであつた。然るに大震災災の爲に我が國の受けた損害は非常であつて、單に從來もつてゐた有形的財産を失つたところが多いばかりでなく、一般に産業の發展を阻害したことは實に甚だしいのである。例へば、今日外國貿易の關係を見ても、輸出が少くして輸入が多く、その不平均は著しいのであつて、この勢を以て進んだならば、國家の禍はたちどころに來る虞がある。今や我が國民が一大覺醒をなすべき時機ではないか。

産業振興の道

それでは如何にしてこの頽勢を挽回することが出來ようか、更

に進んでは産業を以て諸強國の間に伍して優勝な地位を占める道は何であらうか。第一には、自然的資源の培養と開發とである。自然的資源が産業の材料となり基礎となるのである。第二には、市場の開拓である。生産した物貨を賣出す爲には適當な市場を求めねばならぬ。海外發展は資源を探し市場を求める爲に最も必要である。第三には、生産と消費との調節である。この兩者の調節がよろしきを得ることはやがて需要と供給との關係が正しくなることであり、隨つて一般に經濟組織が鞏固となることが出るであらう。第四には、労働能率の増進である。産業は資源の開拓と労働能率と相俟つて始めて發達するのであつて、今日我が國に於て労働問題がやかましく起つて來て居るのは一般の趨勢であるとしても、労働能率が低下する傾向を示して居ることは、産業の發達の爲には勿論、國家將來の爲に誠に憂ふべきことである。

これを救ふ爲には第五に科學や技術の進歩が必要である。即ち明瞭・正確な知識と精密廣汎な經驗とである。農業・工業または商業の何れの方面でも最も要求せられるのは、この科學的知識と、それに伴ふ廣い經驗とである。併しこの知識も經驗も單に他を模倣することから得られるものではなく、常に新しく何ものかを造り出さうとする深い研究と鋭い創造力とに俟たなければならぬ。かやうにして始めて新發見や新發明も出來るであらう。産業の隆盛は偏にこの新發見新發明によるのである。我が國の産業界は獨創的精神の人を要することが最も急であるといはねばならぬ。第六には、道德的向上である。如何に知識技術が優れてゐてもそれに伴ふ道德性がなかつたならば、決して産業の永久の發達を望むことは出來ないのである。その主なものを挙げれば、摯實・勤勉である。飽くまでも眞面目に陰日向なく不斷の努力をなす

ことが肝要である。次には敢爲進取である。如何に知識の豊富と摯實な努力とがあつても、敢爲進取の氣象を缺いたならば、大事業をなし遂げる機會を失ふことがあるであらう。その他色々な徳を數へることが出來ようが、要するに我等は國家に於ける産業の意義、我が國産業の現在の狀態特に國際間に於ける位置關係などを十分理解して、最善の努力をなすことが肝要である。

第十九課 國家の資源

我等は既に産業の發達が如何に國家の隆昌に密接な關係をもつて居るかを學んだ。併しこの産業は何を以てなされるかと問へば、それはいふまでもなく自然の資源である。もし人類の歴史を溯つて、文明は初、何れの邊に發したのであるか、そして如何なる地方に傳播せられて來たかを觀察したならば、我等は最も明瞭に

産業と自然的
資源

この關係を知ることが出来るであらう。例へば、エジプトの文明はナイル河畔に起り、印度の文明が恒河の邊に發したの、それ等の河がその地方の住民に食料を供給することが潤澤であつたとか、運輸の便を興へたとかいふことによると思ふ。ギリシアで早く彫刻の發達したのは、大理石が豊富であつた爲であり、支那で古代から銅鐵器の作られたのは、それ等の礦物の多かつたのによるといはれて居る。

更に現今、世界で優勝の地位にある諸國に就いて、その産業の發達と自然的資源との關係を考へて見よう。英國がその領土に太陽が没することのないのを誇り得るのは、偏に商工業の進歩の爲であるが、この商工業の進歩は色々な機械や機關の發明によると共に、殊に有力な助となつて居るのは、國內から豊富に産出する石炭や鐵であるのである。また土地の餘り肥えてゐないドイツが、

自然的資源の保存

十九世紀に至つて産業上の發達を以て世界を驚かしたのも、今日米國が世界の最富國と羨まれて居るのも、皆それ等の國の無盡藏な自然的資源に負ふところが多いといはねばならぬ。そこで各國は皆その産業の爲に自然の資源を求めて、未開未拓の地を獲ることに汲々として居る有様である。

自然の資源が國家の隆昌に影響することは、かやうに重大である。だから我等はその浪費を防ぎ、動物でも植物でも、國民の生活を本として蕃殖の道を講じ、國家の資源としなければならぬ。廣い土地に無限な富を藏して居る米國でさへ、自然の資源を保存する運動が盛んである。我が國のやうな島國では、一層この點に就いて考慮せねばならぬ。石炭は比較的豊富であるといふが、決して安心は出来ぬ。まして石炭が長い年代を経て漸く出来たものであることを知つたならば、尙更大切にせねばならぬ。近頃石油

我が國産業の
將來と國民の
責任

が世界列國の重大問題となつて居るのは、軍艦や船舶その他種々な動力を起す燃料として最も有效であるからである。我等は自然から出来るだけ多く恵を受けねばならぬ。

かやうに一國の自然的資源はその國の産業の發達と離すことの出来ない關係をもつて居るのであるが、そればかりで直ちに國家の隆昌を期することは出来ぬ。見よ、沃野千里、限りもなく豊富な自然の資源をもちながら、その國土を他國人の支配に委ねて居る國民もあるではないか。更に甚だしいのは、次第に滅亡しつつある民族さへあるのである。如何に豊富な資源でも、これを開拓し利用する人がなければ何の役にも立たぬ。産業の發達もこれ等のによつて始めてなされるのである。即ち國家の隆昌は、自然的資源と共に優秀な國民によつて來るものといはねばならぬ。自然と人、この二つが國家の資源である。體力と精神力とに於て

勝れた國民が、最もよく自然の資源を開拓し利用することを得て、始めてその國を盛んならしめることが出来るのである。これが爲には國民の體質を改良し、その精神を向上せしめ、肉體も知識も、感情もまた意志もともに立派な人をつくりあげることが急務である。昔から海上に雄飛した民族は、海を興へられたからだといふよりは、海を求めた國民であり、今日空中を支配して居る國民は、空中の支配を熱望して努力した國民である。かやうに考へて來たならば、我等國民の責任は實に重大であるといはねばならぬ。

第二十課 世界平和

協同と親和といづれがよいかと問へば、皆協同がよいと答へるであらう。親和と憎悪とどちらが望ましいかと尋ねたら、誰も親和が望ましいことに一致するであらう。もしこの希望が造作な

協同と親和

く實現せられるならば、人生には苦痛もなく、この世界は歡樂を以て満たされるであらう。併し現實はかやうな樂天觀を許さない。もし人類社會の實際を觀察したならば、互に怨と憎とを以て衝突し排斥して居るやうで、人は互に狼である」といつたのは、よく人生の真相を語つて居るやうにも思はれる。

人類社會の現實が一面から見ればかやうな有様であり、過去もさうであつたやうに思はれる事實も少くない。併し争鬭と憎惡との二つが人類の生命を支配する原理であるといふことは、到底我等の満足出来ないところである。

それではなぜ我等は協同を求め親和を望むであらうか、いふまでもなく、我等の生命には目標がある。その目標は文化の理想である。即ち人格の發揚は我等の努力の目的である。併しそれは孤立な人格ではなく、國家社會の一員としての人格の發揚である。

なぜ協同・親和を求めめるか

この人格の發揚が各人に取つて努力の目的であるとしたならば、同胞にもなるだけ多くその目的を實現せしめるやうに助けてやるのが、各人の義務となるのである。それが社會の共同責任である。共同責任のあるところに相互奉仕が成立ち、個人も社會もその最高の能率を増進することが出來て、自由も平等も自ら得られるであらう。

かやうな理想は、人類相互の協同と親和とによつて始めて達せられるのであつて、そこに美しい平和の世界が實現せられて行く。この平和の世界は、我等の現實の生活に對しての理想である。

政治社會に於ては、法治の精神が最もよく行はれねばならぬ。我等のつくつて居る小さな地方の團體を始めとして、大は國家に至るまで、皆完全な法の支配がなければならぬ。今日しきりに唱へられて居るデモクラシーの思想も、その健全な意義に於ては、正

政治社會と協同親和

しい法の支配を意味して居る。

現在の國際間に於ては、國家以上の絶對な權力團體がないから、法律の完全な支配は容易にこれを望むことが出来ない。從來國際法といへば、とかく價値のないものゝやうに考へられて、條約は紙屑であるとかへ放言する國もあつたほどであるが、世界戦争の結果として生れて來た國際聯盟は、國際問題を正義と法の支配との下におくことに努めて居る最も有力な實際上の計畫である。そしてこの計畫も國際間の協同と親和とを外にして求めることは出来ない。

經濟社會と協
同・親和

經濟社會に於ては、資本家も労働者も、皆共同の善の爲に協力することを要する。もし資本家が労働者を同情なく使ひ、社會一般の利害を無視して、たゞ自分達の便宜ばかりを考へ、また労働者は資本家に反抗するのを正しい権利のやうに思つて、業務を怠つた

り、一般の迷惑をも顧みぬやうになつたならば、社會は争鬪と憎悪との修羅場となる外はないのである。將來の經濟は協同主義に依らねばならぬ。生産者や媒介者と消費者との利害を接近せしめ、資本家と労働者との調和を來すことが出来るやうになつて、始めて經濟社會が安定し、一般の平和を樂むことが出来るのである。その他、人類社會のあらゆる事業が、次第に全體の利害を標準とし、共同の善に貢獻するやうになれば、一村一會社の小社會から、進んで國家人類全體の大社會に至るまで、それ等を構成する各部分の間に協同と親和とが行はれ、正義と人類愛とが支配するやうになり、遂には世界平和の理想に進む道が開けて行くのである。

第二十一課 國際的精神

國際的精神は世界の諸民族諸國家が相對立すると共に互に親

國際的精神の
意義

和協同することを信ずる思想である。この精神の根柢をなすものは社會的正義と人類愛とである。民族は血縁を基礎として、言語・風俗・信仰制度などを同じにし、その間に深い感情が湧いて、一層力強く結びつけられて居る團體であり、國家は一つの中心權力の下に、一定の地域の内に住んで居る人民の團體である。民族と國家とはその範圍を一にして居る場合もあれば、またさうでないときもある。今、國際關係とか國際的精神とかいふときには、民族間と國家間とを併せて意味するのである。さてこの精神の内容に就いて考へて見るに、注意すべき點が色々あると思ふ。

第一に、多くの民族國家が相依つてこの世界をなして居ることを認める。そしてそれ等の民族國家は長い歴史の間に、次第に成長發達して今日に及んで居るのである。

第二に、個人の間にも、民族國家の間にも、正義が支配しなければ

ならぬといふ考が益強くなつて來て居る。

第三に、人類相愛の社會的感情が次第に擴がつて、四海同胞の思想が段々深くなつて來て居る。

第四に、すべて人類は皆自由を理想として、それを得ようと努力して居るのである。

第五に、すべての民族國家は皆それらの使命をもつて居る。即ち個人がそれらの地位に應じて果すべき任務をもつて居るやうに、民族國家もまた世界に對してその天職をもつて居ることを自覺するやうになつた。

第六に、すべての民族國家は次第に歴史上に於ての自己の地位に就いて自由に且公平に考へ、自分達の希望・使命・功過または文化の價値を理解し得るやうになつて來た。

第七に、世界諸國は極めて複雑な國際上の關係をもつて居るこ

とがわかり、それによつて共通の利害を基礎として大きな國際的
事業をなし、全體の進歩を來し、人類全體の善を實現することを考
へるやうになつた。

第八に、世界的組織が段々多くなつて、種々な問題を世界的に解
決しようとする努力が増して來た。

第九に、完全な理想の世界を考へて、これを實現しようとする希
望が次第に強くなつて居る。

第十に、國際間の戦争が齎らした慘憺たる害悪を痛感し、出來る
だけこれを避けようとする努力が盛んになつて來た。

かやうに國際的精神は次第に強くなつて、そこに人類の事業上
の親和協同を促し進めるやうになつて來た。元來、人類は色々な
社會的本能や、正義、人類愛の觀念をもつてゐながら、すべての國家
の上に立つ制裁の中心權力がない爲に、國際間の親和協同は甚だ

國際的精神の
發達

困難であつて、國際間には道德がないといふ考も、かなり深く人類
の歴史を支配してゐたのである。

然るにローマに世界主義が早く起つたのは、ローマが天下を統
一して、すべての道はローマに到るといつたやうに、諸地方の民族
がローマに集つて貿易をなし、互に近く交際するやうになり、同時
にギリシアの四海同胞主義も入つて來て、一層それを強めた爲で
あつた。それと同じやうに、近世でも交通機關の發達に伴ひ、世界
の民族が互に接近し交際するに隨つて、物質上の利害を共にする
ばかりでなく、互に助け合つて、精神的文化を共同に建設しなけれ
ばならぬことを、深く感ずるやうになつたのである。

併し國際的精神は民族や國家の間のあらゆる差別を捨て、全
く同一になることを理想とするものではない。人類の間に或差
別のあることは最も自然であり、同時にそれはよいことである。

國際的精神と
國家の獨立

國際的精神の實現

即ち諸民族諸國家は各その特色とするところを保存しながら、なほ他の民族國家と互に親和し協力して行かねばならぬ。かくて我等は獨立の民族であると同時に、世界の市民となることが出来るのである。

世界の人類は既に學術上の研究を始めとして、社會事業勞働問題その他百般の問題に就いて、親和協力の實をあげて居ることが色々ある。昔理想家が世界に共通の曆や度量衡貨幣をつくり世界的仲裁裁判をも設けることを首唱して、甚だ迂遠な空想のやうに思はれてゐたこともあるが、今はこれ等の事業も着々現實になり、人類はその文化の發達を誇つて居るのである。思ふに文化は人類社會に特有なものであつて、人類の協同によつて益、その發展を遂げることが出来るのである。随つて我等は個人として獨立の人格を有し、民族國家として獨立の存在を保ちながら、互に相依り

國際聯盟の目的

League of Nations.

ニコラス二世
神武紀元二五
二八年一四五
七八年。

相助けて、文化の發達と人類全體の幸福との理想に向つて努力しなければならぬ、これが國際的精神の眞髓である。

第二十二課 國際聯盟

國際聯盟は戰爭を未發に防ぎ、國際恒久の平和を確保することを主な目的とし、更に國際協力を促進して、人類共同の福利を増進しようとする國家の聯合團體である。この聯合の規約が效力を發生するに至つたのは、平和條約が大正九年一月に三箇國以上の批准済と共に、完全に成立した時であつた。

今まで民族や國家の間の利害の衝突を緩和し、相互の幸福や安寧を増進する目的の爲になされた計畫や事業は色々あつた。遠い昔のことは措いて、西曆千八百九十九年にロシア皇帝ニコラス二世の發議により、第一回平和會議がオランダのヘーグに開かれ、

Nicolas II.
(1868—1918)

ト
ル
ー
ズ
ヴ
ェ
ル

神武紀元二五
一八年—二五
七九年。

Theodore
Roosevelt.
(1858—1919)

世界戦争と國
際聯盟

各國の軍備の撤廢、または少くともその制限に關する協定を遂げ、
國際恒久の平和を確保しようとするに拘らず、ドイツが反對し
た爲に成功することが出来なかつた。第二回平和會議もロシア
皇帝並びに米國大統領ルーズヴェルトによつて發議せられたの
であるが、これまた有效な決議を見るに至らなかつた。併し多く
の強國が軍備の競争をして居るに拘らず、一般には平和に對する
希望が次第に強くなり、歐米各國に平和主義の運動が段々興つて
來たことは著しい事實であつた。

然るに大正三年八月世界戦争が勃發し、これに参加した國が三
十餘に及び、五年の久しきに亙つて未曾有な大慘禍を人類の上に
與へ、文化の發達と人類の幸福とを阻害したことがどれほど大き
いかは、今なほ我等の記憶に新しいところである。かやうな悲惨
な状態を再び我等または子孫の上に起させたくないといふ希望

ウィルソン
神武紀元二五
一六年—二五
八四年。

Woodrow
Wilson.
(1856—1924)

が、世界の人類の心の奥底に起つて來て、平和促進の運動が盛んになつたのである。大正八年一月ヴェルサイユの講和會議に於て、
始めて國際聯盟の計畫が米國大統領ウィルソンの發議で提出さ
れたのであるが、間もなく滿場一致で可決されるに至つた。國際
聯盟は正義と法の支配とに依つて國際の關係を規律しようとする
るのであるから、侵略主義を排斥することはいふまでもない。従
來國家といへば領土の擴張を唯一の目的とするやうに考へ、國際
間には道德や法律はあるものでないといふ思想が、かなり深く人
類の間に存してゐたのであつた。併しすべての國家は個人と同
じに、理由なくして攻撃せらるべきものではない。隨つて侵略主
義の間違つて居ることはいふまでもない。たゞ自國の權利を防
護し主張する爲に、最後の手段として戦争に訴へるのは正當であ
る。もし各國が公平な判断をするやうに努めたならば、相互の曲

國際聯盟の
内容

直は自ら明らかになるべき筈である。國際仲裁裁判が起されるのも當然であつて、この一切の國際間の紛争を、正しい権利の基準に依つて解決しようとするのが國際聯盟である。

國際聯盟の規約は二十六箇條から成り、聯盟の目的組織實行の方法などを規定して居るのである。即ち紛争の平和的處理の手段、違約國に對する制裁などから、更に近代世界の激しい生存競争の狀態の下に、十分自立することの出来ない人民に對しては、その幸福と發達とを圖ることが、文明の神聖な使命であると信じて、それ等の人民に對して後見の任務を盡すのを、先進國の義務とすることを規定して居る。また世界に於ける労働者の待遇の改善に就いても、公平で人道的な方法を立てることに努めて居る。

かやうに國際聯盟の事業は、その目的に向つて着々進んで居るのであるが、人類間の問題が現今の進歩の程度に於て、單に法律上

國際聯盟の道
徳的基礎

の規定によつて完全に解決せられることの困難であることは明らかである。國際聯盟の規約で絶対に戦争を防止することの出来ないのもまた止むを得ないであらう。併しその崇高な目的に對して最善の努力をすることは、人類の最上の義務である。そこで、かやうな事業の中心には、常に強い道徳觀念が働かねばならぬ。人類は自由獨立を愛し、安寧發展を望んで居るのであるが、それが自分一人、自國一國に限らないで、廣く社會の中、世界列國の間に於て協同的に實現せられるやうに努力せねばならぬ。それが人類の道徳的理想である。

現在の國際聯盟はなほ不完全である。もしこの事業が失敗して再び世界戦争が起つたなら、その人類の上に及ぼす慘禍は、さきの世界戦争のそれよりも更に殘酷に、更に一層廣い範圍に及ぶであらう。さうなれば結局人類の運命は、たゞ破壊滅亡であるとい

はねばならぬ。

かやうなことは人類の希望でもなく、またその運命であつてはならぬ。そこで更に新しい國際的平和の計畫は、人類の當然の要求として立てられるであらう。手段は同じでなく、方法は變へなければならぬこともあらうが、その根本の目的に至つては、常に一つであつて、それは人類の幸福、世界の平和でなければならぬ。國際聯盟の精神は實にこゝに存するのである。

第二十三課 國家と外交

一國の治亂は内政の善惡に因り、國家の興廢は外交の當否に基づくことが多い。昔は國家の間には道德がないやうに考へ、外交といへば征戰、攻伐の爲とばかりに思はれてゐて、一國の歴史はそれ等の事件の記録を以て主たることとし、諸國民が人類として互

人類の目的と
相互の協同・
親和

に親和、協同し、一般の幸福、文化の進歩への貢獻を稱賛したものはないといつてもよいからである。併し我等がもし靜かに人類一般の歴史の上から、人類は眞實何を求めて來たか、また何を求めねばならぬかを考へたならば、それはその生存する社會、即ち小にしては家族、大にしては國家、更に廣く人類一般の協同親和であることを知るであらう。今我等は過去の尊い經驗に鑑み、外交に關し二三の主な點に就いて考へて見よう。

一國民が他邦の文明と接觸することは、實に國民死活の大問題であつても、もし新來の文化が内國文明と程度に於て大差のない場合には、善くこれを同化し、互に親和することも容易であるが、低度の國民が高度の文明を輸入すれば、それは概ね滅亡を招く結果に終るのである。然るに我が國が支那の文明、印度の文明を迎へ、更に近く歐米の文明を取入れた跡を見たならば、それ等の時代に政

時勢の達觀と
順應

治上や思想上に於て色々な衝突も起つて、可なり重大な危機に臨んだことがあつたに拘らず、攝取同化よろしきを得て社會の制度も整ひ、思想も進み、國家として大きな發達を見ることが出來たのである。これはその當時に於ける我が國の文明が、その本質に於て優れたものであつた爲ではあらうが、我が國民がよく新たな時勢を諒解して、新たな組織を立てることが出來たのに起因するものといはねばならぬ。

試に維新の當時を回顧しても、昨日までの尊王攘夷も今日は既に開國進取の國是の御發表となり、或は天地の公道に基づき知識を世界に求むべきの詔があり、或は朝廷の御條理を追ひ外國交際の儀を仰せ出されたなど、如何に時勢の急に應ぜられたかを察することが出来る。然るに當時我が國の擾亂に乘じ援助を提議し、野心を逞しうしようとした國もあつたに拘らず、朝廷も幕府も共

心と心の接

にその議を斥けた如きは、我が國民が如何に國家の大事に當つて、その措置を誤らなかつたかを知るに足るのである。將來と雖もこの態度精神は、我が國民の必ずもたねばならぬところである。次には國と國との間の交際も、個人と個人との間と同じやうに、互に心と心とを直接に接觸するやうにしなければならぬ。外交といへば、とかく空虚な辭令の交換か、貪慾な虚喝の應酬のやうに考へるものが多いのであるが、それでは決して眞の交際をすることも出來ねば、確かな權利の主張を貫くことも不可能であらう。國際間の關係は、國力のありのまゝの表明であり、國家の生命の直接の接觸でなければならぬ。權謀術數は末であつて、精神の信實が本である。個人間の關係から國際間の問題に至るまで、結局は人の心と心との事件であつて、我等は常に人格の基礎の上に立つて、始めて正しい解釋の道を進むことが出来るのである。我が國

が維新以來の外交に於て、幾多の失敗に出遭つたこともあらうが、友邦諸國、殊に同盟國と最も親密な交際をなし、諸外國をしてよく我が國の誠意を信ぜしめることの出來たのは、我等の常に満足するところである。

國民外交
我等は屢、國民外交といふ言葉を聞くが、本來國際間の親和は、單純に政治上や經濟上の利害の一致ばかりでなく、思想藝術などの方面に於ても、互に接近協同することが肝要であり、また外交官や官吏實業家の一部の人に任せておいて國際間の諒解が完全に出來るものではなく、すべての國民がみな外交の責任を分けてもつて居るやうな氣持で言動することに心掛けねばならぬ。ちがつた風俗や利害を有する國民の間には、とかく誤解の生じ易いものである。これ等の點に就いては、平素の最も周到な注意を要するのである。

皇太子殿下の
御外遊と外交

我等は大正十年我が皇太子殿下が歐洲を歴訪あらせられた際の御感想を拜讀して、深く感佩に堪へぬことが多い。殿下は諸國の元首と親交を結び、政治家と會見し、學者の説をも聽き、時に民衆にも混じ給はれたとのことであるが、その間すべての御動作が、御人格の自然の美しい發露であつて、これが爲に諸國の元首並に官民は、均しく眞摯敦篤な誠意を披瀝して、歡待らざるところがなかつたのは當然である。歐洲諸國民が殿下に對する御歡待は、やがて彼等の我が國民に對する友情の發露であつて、我等も殿下によつて友邦人民と一層の友誼を重ねた譯である。

なほ我等は殿下が世界戦争の遺した慘憺たる光景を御覽あらせられて、世界平和の切要なるを感ぜられ、我が國民が固有の國粹を失はず、よく維新の宏謨に則り國運の隆昌を期し、進んで世界文化の發展に貢獻すべきことを御希望あらせられたことは、畏くも

我が國の世界的使命を語らせられたのであつて、國家の外交に於ての衷心の信條を示されたものと拜察するのである。

第二十四課 國際道德の實行

世界平和は全人類の衷心の希望であり、國際協調はすべての國家の眞摯な努力でなければならぬ。然るに現實はこの希望と努力とを裏切つて、國際間の争闘と人類の不安とは、曾て絶えることのない状態である。昔から人類はこの平和の目的の爲に色々な方法を講じ、計畫をたてたに拘らず、多くは破棄せられ、失敗に歸して居るのである。併し世界戦争の苦い經驗に顧みてつくられた國際聯盟の計畫は、今まで試みられたもの、中では、最も廣汎な範圍に亙つて、力強いものといはねばならぬ。

國際關係と道德

のであるが、もし各國民が十分誠實にこれに遵ふ徳義心をもたなかつたなら、その實現は容易なことではない。すべて一社會の内でも、國際間でも、争闘軋轢の起る原因を尋ねると、個人や國家の飽くことを知らぬ利己主義、物質主義に誤られて居ることを見出すであらう。我等はこの誘惑と壓迫とから逃れることを最も急務とする。固より個人でも、國家でも、物質上の要求が相當に保障されねばならぬことはいふまでもないが、たゞ物質を人類の最大目的であるかのやうに考へ、その爲に道德を無視することは許されないのである。

そこで我等は一方には利己主義、物質主義を抑へると共に、他方には積極的に正義と人類愛との精神を以て、世界平和と人類協調との爲に努力することが肝要である。今我等の實行せねばならない點に就いて考へて、一步でもその理想に近づくやうに努めよ

國際道德實行
の方法

うと思ふ。

(一)我等は他の國民に對する權利に就いて考へる前に、先づ我等の他の國民に對する義務を果すことを思はねばならぬ。昔から國際間の信義を顧みず、たゞ他の國家を侵略することを自然の權利のやうに思ふものが多い。それでは結局相互の破壊に陥る外はない。普遍的奉仕の精神は、我等をして先づ義務に就いて考へしめるのである。

(二)民族により言語風俗などの相違があるのは自然である。この自然の相違を無視すれば必ず感情の衝突が起るから、互にこれを寛容し尊重するやうにせねばならぬ。他國に行つてはなるべくその國の風俗を尊ぶやうに努めねばならぬが、他國人が自分の國に來たときには、氣をつけて居心地のよいやうに、風俗習慣などに就いて見逃してやらねばならぬ。要するに、國民と國民とが互

に寛容しあつて、自國の標準を他國民に強ひないやうに心掛けることが大切である。

(三)人種的僻見に陥らぬことが肝要である。他國民に對して寛容であるばかりでなく、更に人種的平等の考から尊敬の念をもつて相互の類似點を認めて努めて接近し、親密になるやうにせねばならぬ。文化の進歩は人類が益相互の類似點を求めて協同する傾向を有することを示して居るのである。

(四)意見の相違から相互の感情に累を及ぼさぬやうにせねばならぬ。西洋では宗教と政治上の問題とは食卓で語らぬといふことがあるが、それはとかく意見の相違が甚だしい虞があるからであらう。違つた民族の間には、殊に相互の感情を重んじ、進んで互に融和協同するやうに努めることが肝要である。

(五)通商を以て國際間に於て有無相通ずる相互奉仕の事業と心

無
九
民
以て
民
族
傾
向

得、それを以てたゞ利權の擴張とばかり考へることを止めるやうにしなければならぬ。

(六)學問には國境がないから、各國民は各、その長所を發揮すると共に、互に他の長所をも認めて、長短相補ふやうにせねばならぬ。我等は眞理の前には皆平等である。各國民が互に協同して研究するやうになれば、文化は一段の進歩を見るであらう。

(七)各國民は皆人類の共同責任の考から、他國民の幸福に貢獻し、その繁榮を助成するやうにし、各自の幸福繁榮はやがて全體の幸福繁榮であることを認めて、同心協力することが肝要である。

この外、國際道德の實行に就いては色々な方法手段があるであらうが、我等がくれぐれも忘れてはならないのは、世界平和と國際協調とに對して深い信仰をもつことである。我等は大正十二年九月一日關東地方に未曾有な大震災があつたときに、如何に諸外

國から深い同情と大きな援助とを與へられたかといふことを考へると、何ともいへぬ感謝の念に堪へないと同時に、我等の世界が段々擴がつて行きながら、人類は益、互に近寄つて來たことを喜ばずには居られないのである。

第二十五課 海外發展

國力の發展と
海運事業

我等は世界歴史を讀んだときに、古代のギリシア・ローマを始めとして、ヴェニス・スペイン・オランダ、更に近くイギリス・ドイツなどの國民が優勝の地位を占めるに至つた原因は、主としてそれ等の國の海上に於ける勢力が大であつたのによることを知るのである。古人の言葉に「山は分ち海は結びつける」といふことがあるが、海運上有利な状態にある國は他地方との交通が容易であるから、自ら廣い世界との交通貿易によつてその國運を開拓することが

ウイ
ルヘルム二
世

神武紀元二五
一九年生る。

Wilhelm II
1859—

我が國の對外
關係

出来るのである。ドイツの前皇帝ウイ
ルヘルム二世が「ドイツの
將來は海にあり」といつて大いにその國民を勵ましたのは、尤もな
ことである。

今我が國が四方海を以て圍まれ、しかも太平洋に於ける樞要な
位置にありながら、なぜ海運によつて我が國を世界の霸王たらし
める勇者を出さなかつたであらうか、我等は奇怪の念に堪へない
のである。我が國民はその傳統的精神に於て、決して無爲怯懦で
はなかつた。神代に於て「國引き」といふことが行はれたが、廣く萬
國を引寄せて自國の文化に浴せしめようとする雄大な思想は、早
く我が祖先のもつてゐたところである。我等の祖先の中には、近
く支那南洋に事業を求めたものが甚だ多く、遠くメキシコに渡り、
ローマと交通したのもあつた。然るに豊臣時代から徳川時代
に及んで全く鎖國を以て國是とするやうになつた爲に、一方には

我が國が外國の侵入を防ぎ得た利益もあつたであらうが、同時に
海外に雄飛する機會を失つた不利益は、決して少くなかつたとい
はねばならぬ。

我が國が始めて米國と條約を結んで通商を約したのは、今から
七十餘年前のことである。當時我が國は一艘の蒸氣船をももた
ず、海外に働いて居る同胞は殆どなかつたといつてよい。これを
我が國今日の海運事業と比較したならば、想像も及ばぬことでは
ないか。然るにその後、我が國勢は日に月に發展して、外國との關
係も次第に複雑となり、遂に東洋の平和と自國の獨立との爲に外
國と兵を交へたことが三度に及び、常に國威を輝かし、版圖も著し
く増大するやうになつた。殊に世界戦争の結果として世界の五
大強國三大海軍國の一に數へられるに至つて、我が國と諸外國と
の關係は益々緊密になり、貿易の發達は最も著しくなつたのである。

海外發展と我が國民の責任

口カ生神
ハ島カ土カ美神
國米カ

我等は開國進取の國是を根本精神として廣く世界の上に我が國の運命を開拓しなければならぬ。

我等が外國に求むべきものは少くない、學術に、物貨に益、彼の長を採り、我が短を補はねばならぬ。歐米各國の海外發展の歴史を見れば、或は原料を求め、或は製品を輸出し、或は資本を投下し、或は貿易の媒介をするなど、様々な方法によつて次第に國運の隆盛を來した跡を知ることが出来るのである。然るに我が國は歐米諸國に比べて、海外發展については立遅れの状態であつたが、幸に皇室の御稜威と國民の努力とによつて、今日の状態にまで進むことが出來たのである。我等はこれを更に擴張する重大な責任をもつて居ることを覺悟せねばならぬ。

併し我等が注意しなければならぬことは、今日の時代に於ては、昔のやうに國際間の領土侵略主義は許されないことである。我

等は常に他國に對して、平和的手段によつて接近し交通しなければならぬ。即ち各國民は互に他の國家の主權を尊重しながら、國際間の情誼によつて交通し親睦することが肝要である。こゝに國際的精神の養成が必要とせられるのである。

近年我が國の人口は著しく増加して、生活の困難も次第に加つて來ることを恐れるものが多い。この時に當つて、たゞ國內に於て蝸牛角上の争をするよりも、萬里の波濤を踏破して事業を遠く海外に起すのは、我等青年男兒の本懐ではないか。海を求める民族にして始めて海を支配することが出来るのである。併しこれが爲に祖國をすてるのではない。祖國を一層廣汎な基礎の上に建設し、祖國の力を以て世界人類の幸福に貢獻することゝなるのである。

民族の成長

第二十六課 新同胞

いづれの民族を見ても、多少他の民族の血を混じらないものはない。遺傳の理からいへば、類似民族の間または同一民族の内に於て遠い血統のもの、血を混ざるのは、よい子孫を得ること、なるのである。併し他方には、異つた民族は異つた風俗習慣思想制度などをもつて居るから、それ等を一緒にすることには色々な困難や不便な事情を伴ふことは争はれない事實である。もしその困難や不便を除き、互に混合融和して新しい文化をつくり出すやうに努めることが出来るならば、全體の幸福はどれほど大きいかわからないであらう。

我が日本民族の由來を考へて見るに、天孫人種を主として、アイヌや南洋朝鮮支那諸民族の血をも混じて來てゐながら、今では皆

新同胞との關係

全く融和して、一民族一血統のやうになつて居るのである。然るに明治年代に及んで、新しく臺灣や朝鮮が我が國の一部となつて、その住民は皆我が同胞として迎へられるやうになつた。

正義と人類愛

それでは我等は如何なる精神を以てこれ等の新同胞と交るべきであらうか。既に一たび同一國家の内に同胞となつた以上は、國內に於ては勿論のこと、他國に對してもすべての利害は共通となるのであるから、互に融和親密を圖るやうにしなければならぬ。第一には、互に正義と人類愛の精神を以て交ることである。内地のものも、朝鮮臺灣のものも、今では同胞であり、皆陛下の赤子ではないか。併し歴史を異にし、風俗を別にする人民の間には、とかく思ひがけない行違が起りがちである。もしかやうな誤解の爲に互に疎遠になるやうでは、誠に遺憾である。我等は日本國民として同胞であるばかりでなく、人格者としても平等である。正義

感情上の接近融和

も人類愛も人格を基礎として始めて成立ち、國家社會の共同責任もそれから生ずるのである。

第二には、感情上の接近融和を圖ることである。たとひ表面の法律や制度の上では同等であるやうに見えても、感情の隔りがあつては、到底協同することは出来ない。我が國が臺灣や朝鮮に於て政治經濟上の組織や教育制度上の施設などの改善をなし、文化的進歩をなさしめたことは著しい事實である。併しそれは生活の表面のことであつて、互に心の内部に強い感情を伴ふ言語や風俗信仰などに就いても、十分な理解をもつことが肝要である。また同化はよいが、急激には行はれない。よく歴史を顧み、事情に應じて進まねばならぬ。猜疑は肉身の兄弟をも離れしめるものであるから、内地人と新同胞との間に於ては、最もこれに注意しなければならぬ。

制度上の改善

第三には、右の精神態度によつて實際上の政治制度の上に一層の改善を圖り、新同胞の安寧幸福を増進しなければならぬ。人には生命の存續財産の安全など有形上の要求と共に、精神上的の要求がある。それは學術文藝宗教などの自由な研究や、社會上の名譽などである。近來朝鮮や臺灣に於て法律制度の完備と共に教育産業などの發達が著しいのであるが、益、それ等を改善して、我が同胞の安寧幸福を増進しなければならぬ。その他注意すべき點は色々あるが、要するに今までの内地人も、新同胞も、努めてそれらの立場に就いて諒解し、互に接近融和して國運の發展の爲に協力し、文化的生活の幸福を共にしたいものである。

我が國と委任統治

なほこゝに注意すべきは、南洋諸島に對する委任統治のことである。委任統治とは、世界戰爭の結果として、従前支配した國の統治を離れた植民地や領土に對し、或先進國が國際聯盟に代り、後見

の任務を行ふことである。その理由は、それ等の土地の居住者が、近代世界の激しい生存競争の裡に自立することが出来ないから、その人民の幸福と發達とを圖るのは、文明國民の神聖な使命であると考へたのにあるのである。委任せられる國は、資源經驗または地理的位置に於て、最もこの責任を引受けるに適するものとせられるのであつて、我が國が南洋のトラツクその他の諸島を統治するのも、この理由によるのである。だから我が國民はこれ等の委任統治の領土に對しては、聯盟規約にはゆる先進國として、その尊い義務を果すことに努めなければならぬ。

第二十七課 愛國心

愛郷心は愛國心

生れ故郷を去つて他郷に居る時は、何となくもの淋しく落付かぬ感じがするが、再び故郷に歸れば、心嬉しく氣も安らかになるの

は、誰も經驗するところである。かやうに我等が自分の生命生活を中心として、あらゆる縁故・關係の深いものに愛着する自然の人情が愛郷心である。父母兄弟、我が家、我が田畑、我が學校または親族友人の家など、皆自分にとつて深い親みのあるものである。他郷に居つても郷里の國訛（なまこと）を聞き、故郷の便を耳にすれば、何となく懐かしく思ふのが常である。一郷に就いても一國に就いてもこの氣持に變りはない。愛國心は愛郷心の擴充である。

愛國心を分解して考へると、第一に、自國の自然の物質的方面を愛する念がある。即ち土地・山川・湖海などが美麗で物産に富む場合はいふまでもないが、たとひ平凡で貧弱であつても、たゞ自國であるといふだけで、何となく深い愛着を覺えるものである。

第二に、風俗・信仰その他社會生活の標準などの同じであることである。即ちたゞ外部物質的のことだけでなく、内部精神に於て

愛國心の要素

第一

第二

も共通して居る點を見出すのである。風俗習慣信仰などは、民族の物質的並に精神的な生活や環境の内に自然に發達したものであつて、必ずしも廣い世界に於て最上のものではないであらう。併し自分の民族が長い間につくり上げたものであるから、それ等に愛着するのは自然の人情といはねばならぬ。

第三に、團體に對する忠實である。國民が相依つて團體生活をすれば自然に社會的感情を生じ、共同責任の念を強からしめるものである。一人々々の利害を、その國家全體の利害と一致せしめるところに忠實の念が起つて來る。小さな團體の内に起る共同責任、同類意識の感は、これを推擴めて大きな國家の範圍にも及ぼすことゝなるのである。

第四に、主權者政府或は國家に對する忠實である。これは團體によつて違つて居る。民主國では、大統領といつても、たゞ人民に

第三

3

第四

他

自己修身

よつて選ばれた指導者たるに過ぎないが、我が國では、天皇は絶對の地位にまします。そして國民は、天皇と國家とは同一體であるとの信念をもつて居るから、絶對の主權者としての天皇に對する忠實と、國家に對する忠實とは全く同じである。これが我が國の思想を外國のそれと區別すべき主要な點である。

第五に、國家の歴史に對する愛着である。即ち國家を以て長い時代を経て發達して來た一つの生きた人格のやうに考へて、強く愛着の情を感じるのである。國家の特色は歴史によつて違ふから、その歴史を尊重するのは自然のことゝいはねばならぬ。

かやうに愛國心は色々な要素をもつて國民の間に發達したものであるから、それをもつて居るのは自然であつて、いづれの國民でも同じである。併し眞に自己を愛するものは、單に自己保存の本能によるばかりでなく、理性の高い指導によつて自己の道德的

眞の愛國心

第五

人格を完成しようとするやうに、眞に國家を愛するものは、自國をして完全な道徳的・文化的國家たらしめることに邁進しなければならぬ。殊に個人の生命は國家生活と暫くも離れて考へられないばかりでなく、國家の完成によつてその成員たる國民の人格も發展し得るのであるから、我等はこの國家完成の崇高な理想に向つて渾身の努力を捧ぐべきである。

然るに更に進んで考へれば、國家の完成は今日の世界關係に於て自國のみによつて決して出来るものでなく、まして暴力的な國際争闘によつて實現せられるものでもないのは、いふまでもないところで、寧ろ人類全般の共同責任・國際協調によつて始めて達せらるべきである。随つて自國を愛するが爲に、他の國家民族を輕んずるやうなことをしてはならぬ。我等は各個人を人格者として尊敬するやうに、他の國家民族に對しても常に國際的共同責任

の感を以て接觸し、尊敬し、協力しなければならぬ。もし自國ばかりを唯一の尊い國と考へて他國を侮ることがあつたならば、相互に憎惡や嫉妬を感じ、遂には共に滅びるやうなことになるであらう。我等は我が國が世界に於て占める地位を考へ、列國と同じやうに特別な天職をもつて居る國家であることを堅く信ずる。この信念の下に國家に盡す忠實の念が即ち眞の愛國心である。

第二十八課 我が國の使命

數多い國の中で、五大強國の一と數へられるに至つた我が國の名譽は大きい。併し名譽のあるところには必ず責任が生ずる。我が國民の責任はそれだけ重くなつたといはねばならぬ。

我が國は我等の生れた國、我等の祖先のつくりあげた國であるから、我等はこれを愛する。この國の發展、この國の名譽は、我等の

我が國の名譽
と愛國心

心からの願である。我等は世界にまたとない國體をもつて居ることを榮譽とし、美しい自然、輝いた歴史を誇とする。我等は日本國民と生れて來たことに大きな満足を感じず。かやうに我等は我が國に對する深い愛着と大きな誇とをもちながらも、我が國がすべての點で世界に最も勝れた國であるとは考へない。産業に於ても富に於ても、米國に及ばぬことは事實である。科學に於てもまた工藝に於ても、ドイツに優つてゐようとは思はれない。

我が國は今、世界の五大強國の一に數へられて居るが、それは虚名ではなからうか。或は批評するものがある、日本は戰に強かつた、たゞそれだけであると。併し今日科學その他の文化の進歩がなくて、どうして戰にばかり強いことが出來ようか。固より我等も我が國が世界に最も勝れた國であるとは思はない。併しこれを愛する至情から、何とかして我が國を發展させ、世界に優勝な地

東洋に於ける
我が國の位置

位を占めさせたいと願つて居る。少くとも我等は世界列國の間に立つて、我が國家の獨立と安寧との爲にあらゆる勢力を傾けねばならぬ。更に我等は我が日本が世界に存在して居ることに、は重大な天の使命があると思ふ。併し天の使命を受けるには大きな準備が必要である、即ちその使命に堪へるだけの能力と自覺とを以て最善の努力をなさねばならないのである。

試に東洋に於ける我が國の位置を考へて見よ。東洋に國を建て、居るものは少くない。地域萬里、上下數千載、世界に誇るべき過去の文化と限りもない資源とをもつて居る民族もある。併し今日の有様はどうであらう。完全な國家の主權の存在と光輝ある歴史の成跡とを以て、世界列國の間に伍して遜色のないのは、獨り我が國ばかりではないか。併し我等の祖先が、東洋の諸民族から受けた過去の文化の惠を思つた時に、更に我等が文化民族とし

世界の現状と我が國

強い國民になれ

て重大な責任のあることを考へた時に、彼等の文化の爲、その幸福の爲、出来るだけの好意を表し援助を與へることは、我等にとつて實に名譽ある負擔ではあるまいか。

更に廣く世界の現状を見るに、一口にいへばたゞ不安である。世界の大半が數年に亙つて行つた決死的争闘が齎した獲物が、結局世界の不安に過ぎないとすれば、我等は人類の愚を嘲るよりも、その餘りに悲惨な運命に泣かざるを得ないのである。併しこれが決して文化の終ではあるまい、人類は終に救はれねばならぬ。合靜に現代文化の移り行を觀れば、何か新しい時代が開けて來て、新しい生命が生れ出るやうに感じられるのである。

かやうな時代に、大きな創造的精神を以て最善の努力を試み新しい文化を生み出すことは、人類全體の共同責任である。この大事業に参加することは我等の義務であり、また權利でもある。さ

國家の盛衰と教育

て我等がこの重大な任務を果さうとしたならば、飽くまで國民として強くなければならぬ。強い國民とは、理想が高く、思索が深く、義に於て正しく、想像に於て鋭く、心情に於て尊く、信仰に於て敬虔な、そして實行に於て最善を盡す國民でなければならぬ。かやうな國民であつて始めて、人類の文化と幸福とに貢獻する使命を課せられるのである。我等は常に我が國建國の大精神を忘れてはならぬ。「光華明彩六合に照徹す生々發展一切包括的」この精神は、實に我が國家の理想である。この理想の實現が我が國民の使命である。

第二十九課 國家と教育

國家の盛衰を語るものは多く國防と財政とを以てその最も重大な要素とし、この二つがよろしきを得ると否とによつて國家民

族の運命が決するやうに主張するであらう。強兵と富國が國家生活の二大標語であることは昔も今もかはらぬやうである。随つて國家に對する國民の義務は兵役と納税とに盡きるやうに説くのもゆるゑありといはねばならぬ。併しもし更に進んで細かに考へたならば直ちに幾多の問題が起つて來ることを知るであらう。即ち富國と強兵とは如何にして得られるか、それには必ず産業の隆盛、納税の増大、國民の強健、科學の發達などが必要とせられるであらう。然らばその産業の隆盛、科學の發達などは如何にして得られるかといへば、必ず學問上の廣い準備や、精神上の深い素養などが要求せられるであらう。更に進んで學問上の準備や、精神上の素養は如何にして達し得るかと問へば、健全な家庭や完備した學校の力に俟たなければならぬことは自ら明らかなである。そればかりではない、人類生活の目的や國家の理想は單純な存

在ではなく、常に一層大きく一層豊かに存續し發展し行く生命である。そして生命に對する價値を次第に多く造り出さうと努力して居るのであつて、それが廣くいへば、文化價値であるのである。個人の生命も、國家の生命も、これ等の價値を一層大きく發見し造り出さうと努力して居るのである。人類の生命の基礎たる性質は多様複雑であるだけに、生命に對する價値、文化價値も益々多様に愈々複雑に進んで居る。換言すれば、人類の有して居るあらゆる可能性を最大限度に伸長發達せしめようとするのが生命の目的であり、國家存在の理由であるのである。人類の歴史は實にこれ等の價値創造の尊い奮闘努力の記録である。

それでは如何にして國家生活の意義を一層高く發揚し、人類生命の可能性を最も廣く實現することが出来るであらうか。それはいふまでもなく、我等の生活を肉體と精神との兩方面に於て開

教育の使命

發し向上せしめることである。これ即ち教育である。教育によつて始めて身體の鍛錬をも、知識の開発をもなすことが出來、それから學術の進歩も、文藝の發達も、産業の開拓も、國防の充實も來るのである。國家がその有する自然的資源を最大範圍に開發し、その國民の能力を最高程度に發達せしめる道は教育の外にないのである。國家の機能には政治的活動もあれば經濟的活動もあるが、教化的活動は實に國家活動の基礎をなすものといつてよいので、國力の培養の本はこゝにあるのである。だから我が國は明治維新以來最も力を教育に注ぎ、國力をその源泉に於て養ふことに努めたのであつて、明治五年始めて學制が頒布せられ、畏くも、邑に不學の戸無く家に不學の人無からしめん」と御沙汰あらせられ、學事を獎勵せられた當時から、諸外國に立優るほど國民教育の普及した現時に至るまでの教育の進歩を回顧したならば、我が國家の

隆盛は偶然でなく、國民の幸福はこの上もないことといはねばならぬ。

かやうに國家は教育の進歩によつて國力を増大することが出来るのであるが、國民はまた教育によつて始めて自己の能力を發揮し、あらゆる文化を樂むことを許されるのである。隨つて國民としての幸福の源泉は全く教育にありといはねばならぬ。こゝに於て教育は國民が國家に盡す手段となる點に於て大なる義務として見られるやうであるが、國民は教育に依つて始めて自己の幸福を招來することが出來るとしたならばそれはやがて國民の貴い權利として考へられねばならぬ。教育せられる權利は參政權その他の權利に先ちて存し、その基礎となるものである。それでは國民は如何なる方向に教育せらるべきであらうか、第一には、人間としての教育である。即ち人としての高い品性を養

ひ、すべての行爲の源泉とすることが肝要である。人は職務上、能力上その他の關係によつて區別せられる前に、人としての資格を完備せねばならぬ。人としてこの自覺、自己の貴い任務に對する強い確信をもち得るやうになれば、我等は始めて國家の爲に有用な人物となることが出來よう。かやうな教養をなすには道德教育が根本である。道德は人間性に於て最も積極的なものをひきだす力である。人らしい人、人生の勇者、人格者はこれを道德教育に求めねばならぬ。第二には、特殊な知識技能である。それ等の知識技能によつて人は知識慾を満足せしめ、一般に學術の進歩に貢獻するばかりでなく、自己の生計をたて、家族の爲に圖り、更に進んで廣く國家、社會の安寧、幸福に貢獻することが出来るのである。昔は徒衣、徒食を耻と考へなかつたやうであるが、現代にあつてはすべての人は不具、廢疾でない限りは何等かの知識技能を修養し

て、自己及び家族の爲に圖り、進んで國家、社會の爲に盡さねばならぬものと考へるやうになつた。

今我が國の教育の現状を見るに、内地に於て五個の帝國大學の外に數十の官公私立大學があり、高等専門諸學校は百を超え中等程度の學校に至つては師範學校を始め三千に及ぼうとして居るのである。その學科の種類は次第に多岐多様となつて、通常兒の教育の外に異常兒の教育も次第に行はれ、その他成人教育、勞働教育、補習教育、青年團、少年團等に至るまで悉く人の有する可能性を如何なる方法かによつて培ひ養つて、それらを一箇の人格として、一個の獨立し得る國民として、また文化の建設者として活動し得る素地を作つてやつて居るのである。併しなほ現今の教育には幾多改善さるべき方面がある。即ち、教育の内容と實社會との疎隔、入學試験の方法など色々あるのである。

教育界の現状
と教育者の責任

教育が國家の事業として重大であることを知つた以上は、これ等の缺點の改善に努力するのは勿論益積極的にその進歩を圖つて行くことが肝要である。教育に携はるもの、責任は實に重大であるといはねばならぬ。

第三十課 教育者の任務

教師の任務

個人の幸福は固より、文化の發達も國家の隆昌も皆その基礎を教育に置くことは我等の既に學んだところである。そこで各國は皆競つて教育の普及と振興とを圖ることに最大な努力を試みて居るのである。かやうに教育の重要な意義を考へれば、その職にあるもの、責任が如何に重大であるかは、我等の十分會得してゐなければならぬところである。

我等は將來國民教育に従事するのであるが、教師として學校に

學校教育の道
德的意義

對し、自己の職分に關し、はた兒童やその兩親に對し、また國家社會に對して如何なる準備や態度を必要とするであらうか、これから進んで慎重に考へて見ようと思ふ。

第一に心得べきことは、學校教育の道德的意義である。初等教育に於ける教科や訓練の手段方法は實に多岐多様であるが、その根柢となり中心となるものは道德教育であるといはねばならぬ。道德教育は兒童をして人倫の大道に通曉せしめ、美しい道德的心情を養ひ、高い人格をつくり、將來國家に對する重大な責任を負ひ得る國民たらしめるのを目的として居るのである。

随つて學校生活全體が兒童の道德的人格教育に役立つ理想的環境であるやうに努めなければならぬ。即ち學校は單に知識技術を教授するばかりでなく、その作業全體が道德的人格教育の事業であつて、道德を實現する機會とせられなければならぬ。随つ

て教師は、學校及び學級は社會組織の一態様であることを確信し、自ら範を示して、兒童を教導することが肝要である。

學校の外に兒童に影響する環境としては、自然の世界がある。これを適當に利用してその善い影響を受けしめるやうにしなければならぬ。次には家庭郷里を始め一般社會があるのであるから、それ等を道德化することは極めて重大なことである。

第二には、教師が自己に對し、その職務に對して執るべき態度である。

自己及び職務に對する態度

(一) 教職に對する責任。教師は自己の位置に對する道德的義務を認識しなければならぬ。眞に責任を自覺して行爲すれば樂は自らその裡に生ずるであらう。

(二) 人格。教師の人格は兒童の精神品性を發達せしめるに最も重大な影響を及ぼすものである。教師は常に兒童の先頭に立つ

て、學校の内外を問はず、道德的行爲の模範を示す覺悟がなければならぬ。

(三) 準備。教師の義務を完全満足に果す爲には、知識に於てもまた技術に於ても十分深い準備を要する。

(四) 社會に對する責任。教師は第二の國民を養成することによつて國民全體の知識徳性を高める重大な任務をもつて居る。

(五) 職務に對する信念。教師はその職務が神聖な事業であることを考へ、それに對する深い信念と強い熱情とを以て高い理想を望んで進まなければならぬ。

(六) 實社會の觀察。兒童は鏡のやうなものである、社會の様相は善惡ともにそれに映するのであるから、教師は常に活眼を開いて現實の社會相を達觀し、常に廣汎な見地に立つて兒童を指導しなければならぬ。

兒童及びその
兩親に對する
關係

第三には、兒童及びその兩親に對する態度である。

(一) 兒童の教育。教師の最高な義務は、兒童をして與へられた事情の下に於てあらゆる能力を教育上最大限度に發達せしめることである。

(二) 個人的要求。教師は兒童の個性を調査し、その個人的要求を明らかにすることを要する。

(三) 自信。教師が兒童に對してなす最も價値ある助力は、兒童をしてその個人的能力に對する強い自信を起さしめ、それを高い努力に導き獎勵することである。

(四) 同情。教師の兒童に對する態度は、その個性を尊重しながら純眞・誠實な同情をもつやうにすることである。

(五) 集團的訓練。一方に兒童の個人的要求を明らかにすると共に、他方に學校・學級は多數の兒童の集團であるから集團的訓練を

することが大切である。

(六) 公平。すべて兒童を判斷し取扱ふには、常に公平であつて、偏頗なことがあつてはならぬ。

(七) 率直。兒童の道德的訓練をなし教育の感化を有力ならしめる爲には思想言語及び行爲に於て何等の隠しだてすることなく、最も率直にあるべきである。

(八) 實例。一般に社會的・知識的及び道德的の各方面に於ける標準や態度・理想は個人的實例によつて教へられることが多いのであるから、教師たるものは品性や動作の高雅または威嚴などの最上の標準を示すやうに努めなければならぬ。

(九) 兒童の健康。學校は兒童の健康に對して大なる責任を負うて居るから、教師は適當な準備と注意とを以てこれを維持増進するやうに努めなければならぬ。

(十) 協同 教師は兒童に對して屢、兩親に代るべき地位に立つものであるから、常に兩親と協力して兩親のいふところを忍耐と懇切と宏懷とを以て聽かねばならぬ。今日の教育に於て學校と家庭との聯絡は最も重要である。随つて學校は常に兩親の學校に近づくことを歡び迎へねばならぬ。

(十一) 祕密の嚴守 教師は兒童の身體的、精神的及び經濟的問題を取扱ふ際に十分注意し、猥りに祕密を洩して兒童やその兩親に迷惑をかけるやうなことがあつてはならぬ。

(十二) 仕事の報告 教師は兩親に對して常にその子弟の成績、進歩の現状を報告し、十分率直懇切でなければならぬ。

第四には教師相互の關係である。

教師相互の關係

(一) 教師の互助 教師は一般に教職の威嚴と名譽とを維持する爲に相互に信賴援助し、常に恭敬の態度を示さなければならぬ。

(二) 同僚の協同 一校に於ける教師相互の關係は兒童の注視するところであつて、學校の綱紀の興廢もこれに起因することが少なくない。だから教師は互に親和協同してその業務に當り、公私共に互に公明正大に行動しなければならぬ。

(三) 事業の協力 苟くも新に考へ出された思想、方法、計畫及び方案などのあるときには、教師全體に行互るやうにしなければならぬ。

(四) 教師の權利 教師に屬する權利、特權などは十分これを尊重し維持しなければならぬ。

(五) 報道上の注意 教師は同僚の個人的性質や職務上の業績に就いて、すべての有害な報道を公にすることを遠慮しなければならぬ。

(六) 批判と忠言 教師は率直な建設的批判及び眞面目で賢明な

進言と援助とを認識しこれを歓迎しなければならぬ。同時に同僚に對する反對な批判を遠慮しなければならぬ。

(七) 事業關係 教師はすべての事業關係に於て誠實にして公開的態度を以て當らなければならぬ。

(八) 後繼者に對する考慮 教師がその位置を去る時には後繼者の便宜となるべき記録や報告を残すやうにしなければならぬ。

監督官廳に對する關係

第五には、監督官廳に對する關係である。

(一) 信賴と協力 監督官廳と教師との關係は相互的信賴・協力・忠實・誠意でなければならぬ。そして相互に職務の正しき權威を承認し、互に協力しなければ兩者とも成功の困難であることを知らねばならぬ。

(二) 義務の忠實な履行 教師はその職務の責任を果し、課せられた義務を仕遂げ、これを正しく記録し、地方廳または文部省などが

ら要求せられた報告・質疑・應答などは、速に當局者に書類を提出するやうにしなければならぬ。

(三) 吏員の名譽に對する尊敬 教師は監督官廳の吏員などに對して常に相當な敬意を表するは勿論、その事業の成功を援助しなければならぬ。同時にこれ等の吏員もまた教師に對する義務責任を認めてこれを尊重するやうに求められるのである。

(四) 批判の公開 教師は職務上の關係の存する限り、如何なる理由によるも校長その他の監督者に對して反對の意見を發表することを遠慮しなければならぬ。同時にそれ等の人々もまた教師に對して十分その意見を尊重しなければならぬ。併し私的に相互の隔意なき意見・批判を交換するのはよいことである。

(五) 批判は刺戟 教師は監督官廳その他の批判が全く個人的信賴的に與へられ、率直・懇切で建設的な場合には喜んでこれを受入

れて、自己の職務に對する刺戟としなければならぬ。

(六) 長上への意見具申。教師が長上へ意見を具申する場合には、校長または直接の監督者を介してするがよい。また自己の直屬する上席者の承認または同意を得ずして直接に具申することは遠慮しなければならぬ。

公共に對する
關係

第六には、公共に對する關係である。

(一) 社會奉仕。教師は國家への奉仕として、社會公共に對して最善の努力をなし、道德的教育的及び政治的改善に協力しなければならぬ。

(二) 公民として義務。教師は社會團體の成員としてその住居する地方の生活や利害を念とし忠實にその義務責任を果さなければならぬ。

(三) 社會標準に對する義務。教師たるものは自己の個人的社會

的・政治的及びその他の信仰を失はない範圍に於て、出来るだけ氣持よくまた或犠牲をも甘んじて、その屬する社會の賞讃する行爲の標準に隨つて動作し、社會の喜ばない行爲を避けねばならぬ。

(四) 教育の機會均等。教師は協同と奉仕との精神を以て廣く何人にも十分に教育を受けしめる機會を與へるやうに努力しなければならぬ。

(五) 不偏不黨。教師は良心と意見の自由とをもつて居るのであるから、社會を分離しようとする偏黨者となつてはならぬ。

(六) 教育に對する信念。教師は教育の價值と必要とを信じ、その職務に對する確信を以て常に社會に於て教育の價值と必要とを熱心に高調せねばならぬ。

これ等の外に教師として心得べきことは多々あるであらう。然るに教師もその社會的地位に應じて相當な生活をなし、扶養を

要するものに對する義務を果し、更に老齡病患などに對する準備をもなし得る爲には、國家または地方自治團體の公正な施設制度にまたなければならぬことの多いのはいふまでもないのである。併し教師は先づ自己の職務の人類生活のあらゆる方面に對する廣汎な關係と重大な影響とを自覺して、その責任を盡すことを考へねばならぬ。人は教育によつて始めて人となることが出来る。教育の事業の樂みは實にこゝにあるのである。孟子は天下の英才を得て教育するのを以て天下の三樂の一としたが、更に進んで考へれば、必ずしも天下の英才とのみ限らず、社會のすべての階級の人々をもつて居るあらゆる可能性を伸びさせ發達せしめて、各自の自己完成の爲、國家社會の發達の爲にその最大な活動をなさしめる準備をなすのが教育の使命である。小は我等日常の應對から大は國際間の行動に至るまで、その指導は一に教育の力によ

孟子

支那の經世家。

神武紀元二九

〇年一三七三

年。

るのである。人は皆自己を完成し、文化を創造しようとして一刻も休む時なく、一念それを離れることがないのであるが、この自己完成と文化創造との事業を準備し着手するに當つての不斷の助力は、何といつても教育にまたなければならぬ。そればかりでなく、教育は一時代によつて完成されるものではなく、次々の時代を経て長い間に次第に完全に人を造りあげてゆくものである。随つて教育者は人類の永久の發展と幸福とに對して不斷の貢獻をなす任務を負ふものであつて、その責任は實に重大であるといはねばならぬ。

師範修身 卷四終

附錄

- (一) 大日本帝國憲法
- (二) 皇室典範
- (三) 國家聯盟規約
- (四) 小學校教員心得

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

第十五條 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十七條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サ

ル、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル

限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ

自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願

ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇

大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサル

モノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレ

タル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以

テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出

スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ

提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議

スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議ス

ルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅

貴族院改革
貴族院三解散

命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ祕密會ト爲スコトヲ得

帝口議會
皇族
華族
公侯爵
伯爵
子爵
互選

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ

重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害ス

ルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停止ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ

訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘ

シ但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ

其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ效力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

御名御璽

明治二十二年二月十一日

皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサ

ルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久シキニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇

族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最親近ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナ

シ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世

以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌

ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ

勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族

ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨

ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ

得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以

テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定

ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ

命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タ

ラシム

第十二章 補 則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範増補

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦備ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以

ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ愆ルコトナキヲ期セシム

御名御璽

明治四十年二月十一日

宮内 大臣 子爵 田中 光顯
内閣總理大臣 侯爵 西園寺公望
以下各大臣副署

皇室典範増補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ
第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得
第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事實ニシテ各適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規程ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範増補

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ以テ國運ノ進展ニ順應ス

ルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範增補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

大正七年十一月二十八日

宮内大臣
内閣總理大臣
兼司法大臣

子爵 波多野敬直
原 敬
以下各大臣副署

皇室典範增補

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

國際聯盟規約

締約國ハ

戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ

各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ

各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ

組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ

義務ヲ尊重シ

以テ國際協力を促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲

茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス

第一條

本規約附屬書列記ノ署名國及留保ナクシテ本規約ニ加盟スル該附屬書列記ノ爾餘諸國ヲ以テ國際聯盟ノ原聯盟國トス右加盟ハ本規約實施後二月以內ニ宣言書ヲ聯盟事務局ニ寄託シテ之ヲ爲スヘシ右ニ關シテハ一切ノ

加入及脱退

聯盟ノ機關

他ノ聯盟國ニ通告スヘキモノトス
附屬書ニ列記セサル國領地又ハ殖民地ニシテ完全ナル自治ヲ有スルモノ
ハ其ノ加入ニ付聯盟總會三分ノ二ノ同意ヲ得ルニ於テハ總聯盟國ト爲ル
コトヲ得但シ其ノ國際義務遵守ノ誠意アルコトニ付有效ナル保障ヲ與ヘ
且其ノ陸海及空軍ノ兵力其ノ他ノ軍備ニ關シ聯盟ノ定ムルコトアルヘキ
準則ヲ受諾スルコトヲ要ス

聯盟國ハ二年ノ豫告ヲ以テ聯盟ヲ脫退スルコトヲ得但シ脫退ノ時迄ニ其
ノ一切ノ國際上及本規約上ノ義務ハ履行セラレタルコトヲ要ス

第二條

本規約ニ依ル聯盟ノ行動ハ聯盟總會及聯盟理事會並附屬ノ常設聯盟事務
局ニ依リテ之ヲ爲スヘキモノトス

聯盟總會

第三條

聯盟總會ハ聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス
聯盟總會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ定期ニ
及必要ニ應シ隨時ニ之ヲ開ク

聯盟理事會

聯盟總會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項
ヲ其ノ會議ニ於テ處理ス
聯盟國ハ聯盟總會ノ會議ニ於テ各一箇ノ表決權ヲ有スヘク且三名ヲ超エ
サル代表者ヲ出スコトヲ得

第四條

聯盟理事會ハ主タル同盟及聯合國ノ代表者並他ノ四聯盟國ノ代表者ヲ以
テ之ヲ組織ス該四聯盟國ハ聯盟總會其ノ裁量ニ依リ隨時之ヲ選定ス聯盟
總會カ第一次ニ選定スル四聯盟國ニ於テ其ノ代表者ヲ任命スル迄ハ白耳
義國、伯刺西爾國、西班牙國及希臘國ノ代表者ヲ以テ聯盟理事會員トス
聯盟理事會ハ聯盟總會ノ過半數ノ同意アルトギハ聯盟理事會ニ常ニ代表
者ヲ出スヘキ聯盟國ヲ追加指定スルコトヲ得聯盟理事會ハ同會ニ代表セ
シムル爲聯盟總會ノ選定スヘキ聯盟國ノ數ヲ前同様ノ同意ヲ以テ増加ス
ルコトヲ得
聯盟理事會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ必要
ニ應シ隨時ニ且少クトモ毎年一回之ヲ開ク

總會及理事會
ノ議事

聯盟理事會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ於テ處理ス
聯盟理事會ニ代表セラレザル聯盟各國ハ特ニ其ノ利益ニ影響スル事項ノ審議中聯盟理事會會議ニ理事會員トシテ列席スル代表者一名ノ派遣ヲ招請セラルヘシ

聯盟理事會ニ代表セララルル聯盟各國ハ聯盟理事會會議ニ於テ一箇ノ表決權ヲ有スヘク且一名ノ代表者ヲ出スコトヲ得

第五條

本規約中又ハ本條約ノ條項中別段ノ明文アル場合ヲ除クノ外聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ノ議決ハ其ノ會議ニ代表セララルル聯盟國全部ノ同意ヲ要ス

聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ニ於ケル手續ニ關スル一切ノ事項ハ特殊事項調査委員ノ任命ト共ニ聯盟總會又ハ聯盟理事會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ其ノ會議ニ代表セララルル聯盟理事會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ其ノ會議ニ代表セララルル聯盟國ノ過半數ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得

聯盟事務局

聯盟總會ノ第一回會議及聯盟理事會ノ第一回會議ハ亞米利加合衆國大統領之ヲ招集スヘシ

第六條

常設聯盟事務局ハ聯盟本部所在地ニ之ヲ設置ス聯盟事務局ニハ事務總長一名竝必要ナル事務官及屬員ヲ置ク

第一次ノ事務總長ハ附屬書ニ之ヲ指定シ爾後ノ事務總長ハ聯盟總會過半數ノ同意ヲ以テ聯盟理事會之ヲ任命ス

聯盟事務局ノ事務官及屬員ハ聯盟理事會ノ同意ヲ以テ事務總長之ヲ任命ス

事務總長ハ聯盟總會及聯盟理事會ノ一切ノ會議ニ於テ其ノ資格ニテ行動ス

聯盟事務局ノ經費ハ萬國郵便聯合總管理局ノ經費分擔ノ割合ニ從ヒ聯盟國之ヲ負擔ス

第七條

聯盟本部所在地ハ「ジュネーヴ」トス

聯盟本部所在地、職員、特權

聯盟理事會ハ何時タリトモ其ノ議決ニ依リ他ノ地ヲ以テ聯盟本部所在地ト爲スコトヲ得

聯盟ニ關シ又ハ之ニ附帶スル一切ノ地位ハ聯盟事務局ノ地位ト共ニ男女均シク之ニ就クコトヲ得

聯盟國代表者及聯盟職員ハ聯盟ノ事務ニ從事スル間外交官ノ特權及免除ヲ享有ス

聯盟聯盟職員又ハ聯盟會議參列代表者ノ使用スル建物其ノ他ノ財産ハ之ヲ不可侵トス

軍備縮少

第八條

聯盟國ハ平和維持ノ爲ニハ其ノ軍備ヲ國ノ安全及國際義務ヲ協同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮少スルノ必要アルコトヲ承認ス

聯盟理事會ハ各國政府ノ審議及決定ニ資スル爲各國ノ地理的地位及諸般ノ事情ヲ參酌シテ軍備縮少ニ關スル案ヲ作成スヘシ

該案ハ少クトモ十年毎ニ再審議ニ付セラルヘク且更正セラルヘキモノトス

軍事委員會

第九條

各國政府前記ノ案ヲ採用シタルトキハ聯盟理事會ノ同意アルニ非サレハ該案所定ノ軍備ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

聯盟國ハ民業ニ依ル兵器彈藥及軍用器材ノ製造カ重大ナル非議ヲ免レサルモノナルコトヲ認ム仍テ聯盟理事會ハ該製造ニ伴フ弊害ヲ防遏シ得ヘキ方法ヲ具申スヘシ尤モ聯盟國中其ノ安全ニ必要ナル兵器彈藥及軍用器材ヲ製造シ得サルモノノ需要ニ關シテハ相當斟酌スヘキモノトス

聯盟國ハ其ノ軍備ノ規模陸軍及空軍ノ企畫竝ニ軍事上ノ目的ニ供用シ得ヘキ工業ノ狀況ニ關シ充分ニシテ隔意ナキ報道ヲ交換スヘキコトヲ約ス

領土竝政治的獨立ノ保障

第十條

第一條及第八條ノ規定ノ實行竝陸海及空軍問題全般ニ關シテハ聯盟理事會ニ意見ヲ具申スヘキ常設委員會ヲ設置スヘシ

聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危險アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ

戰爭ノ脅威アリタルトキ

第十一條

戰爭又ハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ召集スヘシ

國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス

國交斷絶ノ虞アルトキ

第十二條

聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛爭發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス

仲裁々判

第十三條

本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決ハ相當期間内ニ聯盟理事會ノ報告ハ紛爭事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ

聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判ニ付シ得ト認ムル紛爭ヲ生シ其ノ紛爭カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判ニ付スヘキコトヲ約ス

條約ノ解釋國際法上ノ問題國際義務ノ違反ト爲ルヘキ事實ノ存否竝該違反ニ對スル賠償ノ範圍及性質ニ關スル紛爭ハ一般ニ仲裁裁判ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス

審理ノ爲紛爭事件ヲ付託スヘキ仲裁裁判所ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ又ハ當事國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル所ニ依ル

聯盟國ハ一切ノ仲裁判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

第十四條

常設國際司法裁判所

理事會ノ報告

聯盟理事會ハ常設國際司法裁判所設置案ヲ作成シ之ヲ聯盟國ノ採擇ニ付スヘシ該裁判所ハ國際的性質ヲ有スル一切ノ紛争ニシテ其ノ當事國ノ付託ニ係ルモノヲ裁判スルノ權限ヲ有ス尙該裁判所ハ聯盟理事會又ハ聯盟總會ノ諮問スル一切ノ紛争又ハ問題ニ關シ意見ヲ提出スルコトヲ得

第十五條

聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判ニ付セラレサルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス何レノ紛争當事國モ紛争ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得事務總長ハ之カ充分ナル取調及審理ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス
此ノ目的ノ爲紛争當事國ハ成ルヘク速ニ當該事件ニ關スル陳述書ヲ一切ノ關係事實及書類ト共ニ事務總長ニ提出スヘク聯盟理事會ハ直ニ其ノ公表ヲ命スルコトヲ得
聯盟理事會ハ紛争ノ解決ニカムヘク其ノ努力效ヲ奏シタルトキハ其ノ適當ト認ムル所ニ依リ當該紛争ニ關スル事實及説明並其ノ解決條件ヲ記載

セル調書ヲ公表スヘシ

紛争解決ニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ全會一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述ヘ公正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ

聯盟理事會ニ代表セラレル聯盟國ハ何レモ當該紛争ノ事實及之ニ關スル自國ノ決定ニ付陳述書ヲ公表スルコトヲ得

聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スル紛争當事國ニ對シ戦争ニ訴ヘサルヘキコトヲ約ス

聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟國ハ正義公道ヲ維持スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス

紛争當事國ノ一國ニ於テ紛争カ國際法上專ラ該當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告シ且之カ解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササル

モノトス聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟總會ニ移スコトヲ得紛争當事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スヘシ但シ右請求ハ紛争ヲ聯盟理事會ニ付託シタル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

聯盟理事會ノ行動及權限ニ關スル本條及第十二條ノ規定ハ聯盟總會ニ移シタル事件ニ關シ總テ之ヲ聯盟總會ノ行動及權能ニ適用ス但シ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟各國代表者及爾餘過半數聯盟國ノ代表者ノ同意ヲ得タル聯盟總會ノ報告書ハ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タル聯盟理事會ノ報告書ト同一ノ效力ヲ有スヘキモノトス

第十六條

第十二條第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ

制裁

自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トラ間ハス他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ爲使用スヘキ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海又ハ空軍ノ分擔程度ヲ關係各國政府ニ提案スルノ義務アルモノトス

聯盟國ハ本條ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル爲相互ニ支持スヘキコト聯盟ノ一國ニ對スル違約國ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル爲相互ニ支持スヘキコト並聯盟ノ約束擁護ノ爲協力スル聯盟國軍隊ノ版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ聯盟理事會ニ代表セラルル他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ聯盟理事會ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ聲明スルコトヲ得

第十七條

聯盟國ト非聯盟國トノ間又ハ非聯盟國相互ノ間ニ紛争ヲ生シタルトキハ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ヲ該非聯盟國カ聯盟理事會ノ正當ト認ムル條件ヲ以テ受諾スルコトヲ之ニ勸誘スヘシ勸誘ノ受諾アリタル場合ニ於テハ第十二條乃至第十六條ノ規定ハ聯盟理事會ニ於テ必要ト認ムル修正ヲ加ヘテ之ヲ適用ス

前項ノ勸誘ヲ爲シタルトキハ聯盟理事會ハ直ニ紛争事情ノ審査ヲ開始シ當該事情ノ下ニ於テ最善且最有效ト認ムル行動ヲ勸告スヘシ勸誘ヲ受ケタル國カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ミ聯盟國ニ對シ戦争ヲ訴フル場合ニ於テハ第十六條ノ規定ハ該行動ヲ執ル國ニ之ヲ適用ス

勸誘ヲ受ケタル紛争當事國ノ雙方カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ム場合ニ於テハ聯盟理事會ハ敵對行爲ヲ防止シ紛争ヲ解決スヘキ措置及勸告ヲ爲スコトヲ得

條約ノ登錄

第十八條

聯盟國カ將來締結スヘキ一切ノ條約又ハ國際約定ハ直ニ之ヲ聯盟事務局

ニ登錄シ聯盟事務局ハ成ルヘク速ニ之ヲ公表スヘシ右條約又ハ國際約定ハ前記ノ登錄ヲ了スル迄其ノ拘束力ヲ生スルコトナカルヘシ

公表條約ノ再
審議

第十九條

聯盟總會ハ適用不能ト爲リタル條約ノ再審議又ハ繼續ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ德憑スルコトヲ得

本規約ト兩立
セザル國際約
定

第二十條

聯盟國ハ本規約ノ條項ト兩立セサル聯盟國相互間ノ義務又ハ了解カ各自國ノ關スル限リ總テ本條約ニ依リ廢棄セラルヘキモノナルコトヲ承認シ且今後本規約ノ條項ト兩立セサル一切ノ約定ヲ締結セサルヘキコトヲ誓約ス

局地的了解

第二十一條

本規約ハ仲裁裁判條約ノ如キ國際約定ハ「モンロー」主義ノ如キ一定ノ地域ニ關スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノノ效力ニ何等ノ影響ナ

委任統治

キモノトス

第二十二條

今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル殖民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争狀態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス

此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ハ地理的位置ニ因リ最此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ

委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

從前土耳其帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言

及援助ヲ受クヘキモノトス前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

他ノ人民殊ニ中央阿弗利加ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心及信教ノ自由ヲ許與シ奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ竝築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

西南阿弗利加及或南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス但シ受任國ハ土著人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委託地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘシ

受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ豫メ聯盟國間ニ合意ナキト

人道社會經濟問題

キハ聯盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スヘシ
受任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲常設委員會ヲ設置スヘシ

第二十三條

聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラレヘキ國際條約ノ規定ニ遵由シ

(イ)自國內ニ於テ及其ノ通商產業關係ノ及フ一切ノ國ニ於テ男女及兒童ノ爲ニ公平ニシテ人道的ナル勞働條件ヲ確保スルニカメ且之カ爲必要ナル國際機關ヲ設立維持スヘシ

(ロ)自國ノ監理ニ屬スル地域内ノ土著住民ニ對シ公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス

(ハ)婦人及兒童ノ賣買竝阿片其ノ他ノ有害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ニ)武器及彈藥ノ取引ヲ共通ノ利益上取締ルノ必要アル諸國トノ間ニ於ケル該取引ノ一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ホ)交通及通過ノ自由竝一切ノ聯盟國ノ通商ニ對スル衡平ナル待遇ヲ確

國際事務局ノ統一

保スル爲方法ヲ講スヘシ右ニ關シテハ千九百十四年乃至千九百十八年ノ戰役中荒廢ニ歸シタル地方ノ特殊ノ事情ヲ考慮スヘシ

第二十四條

一般條約ニ依ル既設ノ國際事務局ハ當該條約當事國ノ承諾アルニ於テハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘシ國際利害關係事項處理ノ爲今後設ケラルヘキ國際事務局及委員會ハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘキモノトス

一般條約ニ依リ規定セラレタル國際利害關係事項ニシテ國際事務局又ハ委員會ノ管理ニ屬セサルモノニ關シテハ聯盟事務局ハ當事國ノ請求ニ基キ聯盟理事會ノ同意ヲ得テ其ノ一切ノ關係情報ヲ蒐集頒布シ其ノ他必要又ハ望マシキ一切ノ援助ヲ與フヘシ
聯盟理事會ハ聯盟ノ指揮下ニ屬セシメタル事務局又ハ委員會ノ經費ヲ聯盟事務局ノ經費中ニ編入スルコトヲ得

第二十五條

赤十字社

聯盟國ハ全世界ニ亘リ健康ノ増進、疾病ノ豫防及苦痛ノ輕減ヲ目的トスル
公認ノ國民赤十字篤志機關ノ設立及協力ヲ獎勵促進スルコトヲ約ス

本規約ノ改正

第二十六條

本規約ノ改正ハ聯盟理事會ヲ構成スル代表者ヲ出ス聯盟各國及聯盟總會
ヲ構成スル代表者ヲ出ス過半数聯盟國之ヲ批准シタルトキ其ノ效力ヲ生
スルモノトス
右改正ハ之ニ不同意ヲ表シタル聯盟國ヲ拘束スルコトナシ但シ此ノ場合
ニ於テ當該國ハ聯盟國タラサルニ至ルヘシ

附屬書

國際聯盟原聯盟國

(平和條約署名國、アメリカ合衆國、ベルジウム國、ボリヴィア國、ブラジル國、
英帝國、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、ニウジールランド、印度支那國、キウ
バ國、エクアドル國、フランス國、ギリシヤ國、グワテマラ國、ハイチ國、ヘチヤ
ズ國、ホンデウラス國、イタリー國、日本國、リベリア國、ニカラグワ國、パナマ國、

Sir James Eric
Drummond.

ペルー國、ポーランド國、ポルトガル國、ルーマニア國、セルブ、クロア、ト、スロ
ヴエーヌ國、シヤム國、チエツコスロヴアキア國、ウルグアイ國
(聯盟規約ニ加盟ヲ招請セラレタル國)
アルゼンチン國、チリー國、コロンビア國、デンマーク國、オランダ國、ノルウェ
ー國、巴拉グアイ國、ペルシヤ國、サルヴアドル國、スペイン國、スエーデン國、ス
イス國、ヴェネズエラ國
第一回事務總長サー・ゼームス・イーリック・ドランモン

國際聯盟ノ經費分擔率

國名	支拂單位	國名	支拂單位
南アフリカ	十五	イタリー國	六十五
アルバニア國	二	日本國	六十五
アルゼンチン國	三十五	ラトヴィア國	五
オーストラリア	十五	リベリア國	二
オーストリア國	二	リヌアニア國	五

ベルギー國	十五	ルキサンブルグ國	二
ボリヅイヤ國	五	ニカラグア國	二
ブラジル國	三十五	ノルウエー國	十
イギリス國	九十	ニュージールランド	十
ブルガリア	十	バナマ國	二
カナダ	三十五	バラグアイ國	二
チリ國	十五	オランダ國	十五
支那國	六十五	ペリー國	十
コロンビア國	十	ベルシヤ國	十
コスタリカ國	二	ポーランド國	十五
キューバ國	十	ポルトガル國	十
デンマルク國	十	ルーマニア國	三十五
スペイン國	三十五	サルヴァドル國	二
エストニア國	五	セルブクロア國	三十五
フィンランド國	五	シヤム國	十

フランス國	九十	スイス國	十
ギリシア國	十	スウェーデン國	十五
グアテマラ國	二	チエツコスロ	三十五
ハイチ國	五	ウルグアイ國	十
ホンチユラス國	二	ヴェネズエラ國	五
印度	六十五		

(千九百二十一年十月五日採擇)

小學校教員心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學校教員タル者宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ因テ其恪守實踐スヘキ要欸ヲ左ニ揭示ス苟モ小學校教員ノ職ニ在ル者夙夜匪懈服膺シテ忽忘スルコト勿レ

明治十四年六月

文部卿福岡孝弟

一、人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ

一、智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ

一、身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舎ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ

一、鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ノ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ儉安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ

一、學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲

食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ

一、教員タル者ハ唯小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス此ノ如クナラサレハ倏チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ

一、教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨セシコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ曾テ之アラサルナリ

一、師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一樣子タルニ過キサルモノナリ故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムヘシ

一、人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令孜

孜汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ルルコト能ハサルナリ

一、學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス

一、校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ德誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス

一、熟練懇切、黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカラサルノ美事タリ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ獨リ教授ノ實効ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ

一、學校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸德ニ由ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷ル能ハス勉勵

ニアラサレハ事ヲ成ス能ハス
 一、生徒若シ黨派ヲ生シ爭論ヲ發スル等ノ事アラハ之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラシムヲ要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス
 一、人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言フ俟ダスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラサルトキハ獨リ幼童ノ德性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ中心タル至虛至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラルルコト極メテ銳敏ナレハナリ
 一、教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ亦其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以ナリ

三原女子師範學校

第四卷年 松野 琴子

大正十四年十一月十九日 印刷
 大正十四年十一月廿二日 發行
 大正十五年二月一日 訂正再版印刷
 大正十五年二月三日 訂正再版發行

卷一	金五拾壹錢
卷二	金五拾四錢
卷三	金五拾八錢
卷四	金八拾七錢
卷五	金七拾參錢

大正	度	年	五	十	正
定	時	臨	五	五	五
價	時	臨	五	五	五
卷一	金	五	拾	壹	錢
卷二	金	五	拾	四	錢
卷三	金	五	拾	八	錢
卷四	金	八	拾	七	錢
卷五	金	七	拾	參	錢



著者 友枝 高彦

東京市神田區通神保町九番地

發行兼印刷者 合資會社 富山房

同所 合資會社富山房社長

代表者 坂本 嘉治 馬

東京市牛込區榎町七番地

印刷所 日清印刷株式會社

發行所

東京 神田

會社

富山房

電話 大正 六三七〇七〇一三番
振替 口座 東京 五〇一三番

6
99

広島大学図書

2000065499

